

市 税 概 要

令 和 6 年 版

ふ じ み 野 市

目 次

1 ふじみ野市の概要

(1) ふじみ野市について	1
(2) 位置と面積	3
(3) 人口及び世帯数の推移	4
(4) 地区別住民基本台帳人口	5

2 税務行政機構等

(1) ふじみ野市行政組織図	7
(2) 税務機構及び事務分掌	9

3 市税の総括

(1) 令和6年度一般会計歳入・歳出予算（当初）	10
(2) 一般会計歳入総額に占める市税の割合（各年度決算数値）	13
(3) 市税年度別決算状況	14
(4) 市税負担状況	19

4 市 民 税

(1) 市民税の調定額と納税義務者数決算数値	20
(2) 個人市民税・所得別納税義務者数及び賦課状況	22
(3) 課税標準段階別・所得割別納税義務者数調	24
(4) 課税標準段階別・納税義務者と所得割額調	26
(5) 法人市民税・号法人別調定額等の調	28

5 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税 個人・法人別納税義務者数の推移	31
(2) 固定資産税 地目別課税状況の推移	33
(3) 固定資産税 家屋の構造別課税状況の推移	41
(4) 償却資産の種類別課税状況の推移	45
(5) 国有資産等所在市町村交付金の状況	47
(6) 都市計画税 個人・法人別納税義務者数の推移	47
(7) 都市計画税 地目別課税状況の推移	49
(8) 都市計画税 家屋の構造別課税状況の推移	51

6 諸税及び各種証明手数料等

(1) 軽自動車税 課税台数の推移	53
(2) 軽自動車税 車種別調定額の推移	54
(3) 月別たばこ売渡本数と調定額の推移	56
(4) 市たばこ税の調定額等の推移	57
(5) 各種証明発行件数の推移	58

7 収 納

(1) 口座振替加入状況	59
(2) 差押等の状況	60
(3) 不納欠損額調	61
(4) 収入未済額調	62

8 そ の 他

(1) 令和6年度市税税率表	64
(2) 電子申告等利用状況	68
(3) 主な税制改正一覧	69

1 ふじみ野市の概要

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

☆ 「図書館から考える税」

（市立葦原中学校 島本 美悠子 さん）

ふじみ野市の概要

(1) ふじみ野市について

平成１７年１０月１日、上福岡市と大井町がひとつになり、新市「ふじみ野市」が誕生しました。

ふじみ野市は、埼玉県南西部の、都心から３０キロメートル圏内に位置し、北側と西側は川越市、東側は富士見市、南側は三芳町に隣接しています。また、市の東部には国道２５４号バイパスが、西部には関越自動車道が、中央部には川越街道(国道２５４号)や東武東上線が、それぞれ市を南北に貫いています。

土地は、武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、地質は関東ローム層です。市の北部市境に沿って、江戸時代から昭和初期にかけて江戸とを結んで栄えた新河岸川舟運の水路・新河岸川が南北に流れています。

気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

かつて農村地帯だった「ふじみ野市」は、東洋一といわれた霞ヶ丘団地と上野台団地の建設や誘致による企業の進出を契機に、昭和３０年代半ばから宅地化がすすみ、人口が急増しました。

昭和５０年代から、計画的な都市基盤整備を進めるために土地区画整理事業が鶴ヶ岡、亀久保、大井・苗間第一、東久保、駒林の各地区でそれぞれ進められました。

平成５年には急行停車駅であるふじみ野駅の開業により、良好な住宅整備が進行し人口も増加しています。また、上福岡駅西口では市街地再開発事業により商業施設や高層住宅が整備され、市の玄関口としてふさわしい街並みが形成されています。

平成２０年６月にはこれまでの地下鉄有楽町線に加え、地下鉄副都心線が、さらに、平成２５年３月には東急東横線及び横浜高速みなとみらい線と東武東上線の相互乗り入れが実現したことにより、都心への交通の便が一層よくなりました。

ふじみ野市は、都心から３０キロメートルの首都圏に位置しながらも、新河岸川や雑木林など豊かな自然が残り、また、交通の利便性を活かした商品流通業や首都近郊農業などが盛んなまちとして発展を続けています。

位 置	東経 139度31分10秒、北緯 35度52分45秒		
面 積	14. 64km ²		
広 ぼ う	東西 7. 5km、南北 6. 0km		
地 勢	川越街道（国道254号）が市の中央部を南北に走り、また、東武東上線が川越街道に平行して走り、国道254号バイパスが市の北部、関越自動車道が西側を走っています。		
人 口	114, 341人（令和6年4月1日現在） 外国人を含む		
小 学 校	13 校	事業所	2, 847 所 令和 5 年版 統計ふじみ野（事業所）
中 学 校	6 校	商 店	494 店 令和 5 年版 統計ふじみ野（商業）

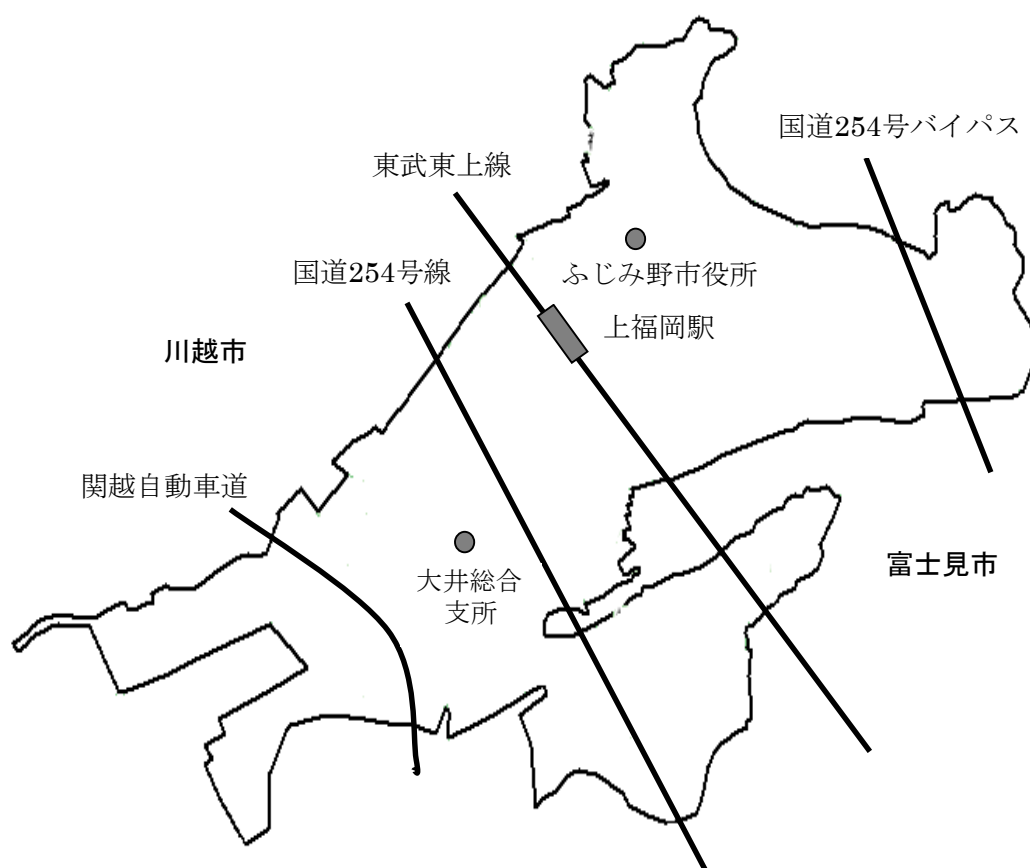
(2) 位置と面積

東経 139度31分10秒

北緯 35度52分45秒

東西 7.5km 面積 14.64km²

南北 6.0km



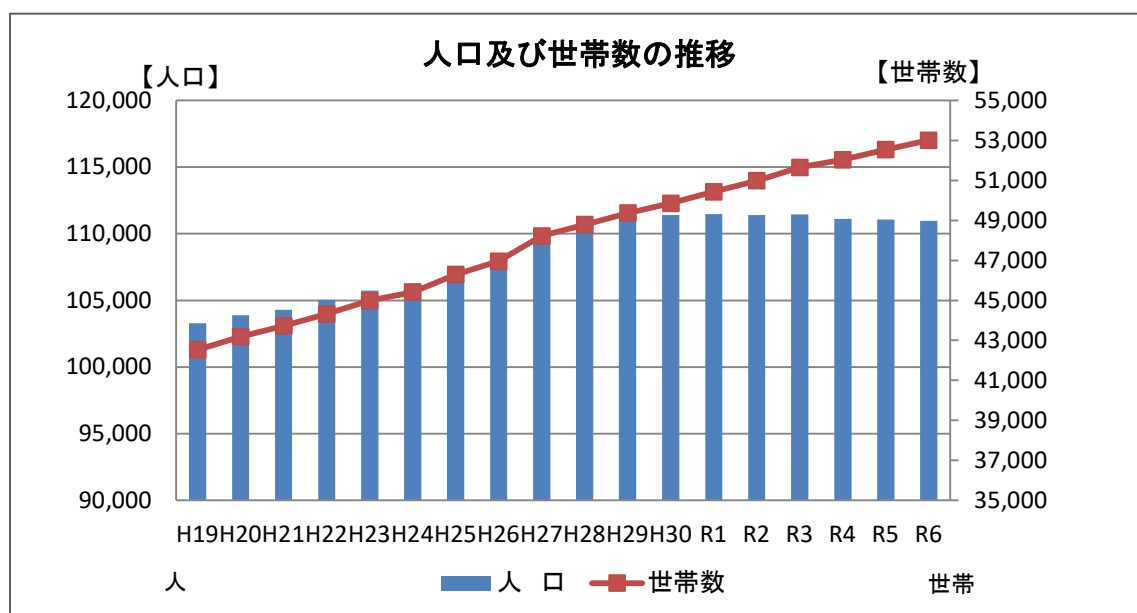
(3) 人口及び世帯数の推移

(各年度4月1日現在 単位：人)

区 分 年 度	人 口			世帯数 (世帯)	1世帯当 たり人口	人口密度 (人／km ²)
	総 数	男	女			
平成19年度	103,307	52,184	51,123	42,531	2.43	7,042
平成20年度	103,893	52,416	51,477	43,190	2.41	7,082
平成21年度	104,278	51,761	52,517	43,727	2.38	7,108
平成22年度	105,045	52,772	52,273	44,326	2.37	7,161
平成23年度	105,744	53,068	52,676	44,997	2.35	7,208
平成24年度	106,251	53,222	53,029	45,421	2.34	7,243
平成25年度	107,479	53,764	53,715	46,294	2.32	7,326
平成26年度	108,421	54,251	54,170	46,958	2.31	7,391
平成27年度	110,371	55,143	55,228	48,228	2.29	7,539
平成28年度	110,972	55,394	55,578	48,798	2.27	7,580
平成29年度	111,249	55,494	55,755	49,375	2.25	7,599
平成30年度	111,398	55,457	55,941	49,861	2.23	7,609
令和元年度	111,475	55,447	56,028	50,441	2.21	7,614
令和2年度	111,402	55,276	56,126	50,985	2.18	7,609
令和3年度	111,432	55,213	56,219	51,642	2.16	7,611
令和4年度	111,120	54,922	56,198	52,036	2.14	7,590
令和5年度	111,065	54,791	56,274	52,547	2.11	7,586
令和6年度	110,979	54,700	56,279	53,015	2.09	7,581

※外国人を除く。

資料：情報・統計課



(4) 地区別住民基本台帳人口

令和6年4月1日現在

区 分	世帯数	男	女	計	区 分	世帯数	男	女	計
川崎	217	232	230	462	滝二丁目	186	197	209	406
川崎一丁目	145	142	158	300	滝三丁目	129	170	172	342
川崎二丁目	117	142	139	281	上ノ原一丁目	303	321	284	605
清見一丁目	148	130	135	265	上ノ原二丁目	203	214	200	414
清見二丁目	261	265	285	550	上ノ原三丁目	227	238	250	488
清見三丁目	205	215	200	415	西原一丁目	343	345	347	692
清見四丁目	62	63	78	141	西原二丁目	199	222	220	442
福岡	199	224	232	456	松山一丁目	161	178	158	336
福岡一丁目	153	138	125	263	松山二丁目	199	227	233	460
福岡二丁目	21	21	0	21	築地一丁目	112	129	124	253
福岡三丁目	219	228	269	497	築地二丁目	169	184	190	374
中福岡	242	250	289	539	築地三丁目	227	301	299	600
福岡新田	36	53	45	98	中丸一丁目	141	178	185	363
新田一丁目	613	703	652	1,355	中丸二丁目	91	111	109	220
新田二丁目	464	503	497	1,000	長宮一丁目	97	112	120	232
駒林	479	522	526	1,048	長宮二丁目	187	221	202	423
富士見台	687	692	640	1,332	中ノ島一丁目	95	130	125	255
上福岡一丁目	1,436	1,133	1,095	2,228	仲一丁目	158	203	189	392
上福岡二丁目	456	372	380	752	仲二丁目	122	149	133	282
上福岡三丁目	1,038	875	909	1,784	仲三丁目	162	176	181	357
上福岡四丁目	831	714	769	1,483	谷田一丁目	40	61	59	120
上福岡五丁目	786	617	613	1,230	谷田二丁目	186	209	213	422
上福岡六丁目	646	492	536	1,028	花ノ木一丁目 ※	52	72	62	134
西一丁目	920	885	895	1,780	花ノ木二丁目	***	***	***	***
西二丁目	969	887	846	1,733	元福岡一丁目	240	275	264	539
北野一丁目	784	671	644	1,315	元福岡二丁目	311	329	353	682
北野二丁目	876	848	881	1,729	元福岡三丁目	230	213	216	429
大原一丁目	1,017	917	914	1,831	駒西一丁目	379	369	374	743
大原二丁目	809	845	872	1,717	駒西二丁目	274	294	304	598
福岡中央一丁目	352	302	303	605	駒西三丁目	261	261	271	532
福岡中央二丁目	755	718	759	1,477	新駒林一丁目	258	303	298	601
南台一丁目	928	945	976	1,921	新駒林二丁目	153	158	158	316
南台二丁目	600	589	609	1,198	新駒林三丁目	397	454	413	867
福岡武蔵野	423	389	367	756	新駒林四丁目	239	249	211	460
丸山	797	732	768	1,500	本新田	113	114	140	254
霞ヶ丘一丁目	1,031	839	962	1,801	池上	96	121	110	231
霞ヶ丘二丁目	426	526	583	1,109	水宮	182	179	204	383
霞ヶ丘三丁目	947	846	1,007	1,853	駒林元町一丁目	68	102	112	214
上野台一丁目	1,432	1,297	1,487	2,784	駒林元町二丁目	47	42	54	96
上野台二丁目	413	622	681	1,303	駒林元町三丁目	218	227	242	469
上野台三丁目	57	91	107	198	駒林元町四丁目	278	250	234	484
滝一丁目	186	219	220	439	小 計	30,716	30,182	30,905	61,087

※花ノ木一丁目は花ノ木二丁目を含みます。

区 分	世帯数	男	女	計	区 分	世帯数	男	女	計
大井	1,498	1,706	1,695	3,401	緑ヶ丘二丁目	454	493	542	1,035
大井一丁目	171	177	170	347	東久保一丁目	748	823	874	1,697
大井二丁目	464	588	593	1,181	旭一丁目	355	376	370	746
苗間	2,312	2,448	2,528	4,976	うれし野一丁目	327	366	412	778
苗間一丁目	369	336	339	675	うれし野二丁目	823	869	947	1,816
亀久保	2,240	2,437	2,429	4,866	市沢一丁目	529	521	569	1,090
亀久保一丁目	381	419	419	838	市沢二丁目	474	571	609	1,180
亀久保二丁目	477	527	580	1,107	市沢三丁目	668	725	815	1,540
亀久保三丁目	377	489	491	980	大井中央一丁目	271	298	335	633
亀久保四丁目	395	413	463	876	大井中央二丁目	427	487	480	967
鶴ヶ岡一丁目	608	642	665	1,307	大井中央三丁目	555	608	533	1,141
鶴ヶ岡二丁目	647	708	694	1,402	大井中央四丁目	321	330	313	643
鶴ヶ岡三丁目	538	542	509	1,051	桜ヶ丘一丁目	521	540	593	1,133
鶴ヶ岡四丁目	755	809	898	1,707	桜ヶ丘二丁目	492	496	484	980
鶴ヶ岡五丁目	687	918	921	1,839	桜ヶ丘三丁目	668	750	724	1,474
鶴ヶ舞一丁目	747	751	727	1,478	ふじみ野一丁目	399	464	478	942
鶴ヶ舞二丁目	286	238	241	479	ふじみ野二丁目	533	688	721	1,409
鶴ヶ舞三丁目	160	144	168	312	ふじみ野三丁目	124	150	133	283
大井武蔵野	915	943	943	1,886	ふじみ野四丁目	271	225	256	481
西鶴ヶ岡	149	145	161	306	小 計	24,143	26,267	26,987	53,254
西鶴ヶ岡一丁目	0	0	0	0					
西鶴ヶ岡二丁目	735	787	847	1,634					
緑ヶ丘一丁目	272	320	318	638	合 計	54,859	56,449	57,892	114,341

※ 住民基本台帳法に基づく登録人口及び世帯数（外国人を含む）

資料：情報・統計課

2 税務行政機構等

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

川越税務署長賞

☆ 「地域を支える税の使い道」

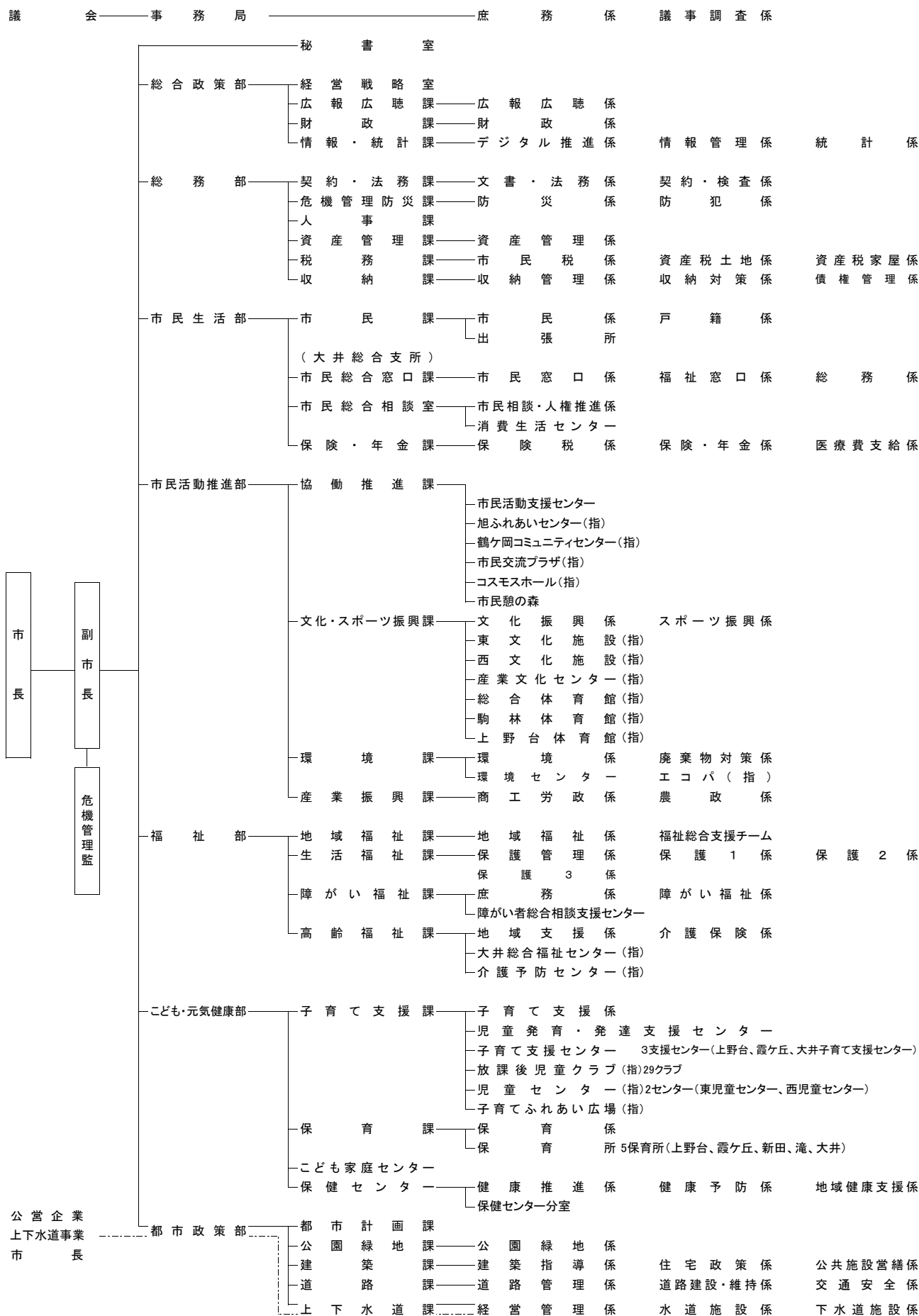
（市立葦原中学校 石山 大智 さん）
川越税務署管内税務協力団体協議会長賞

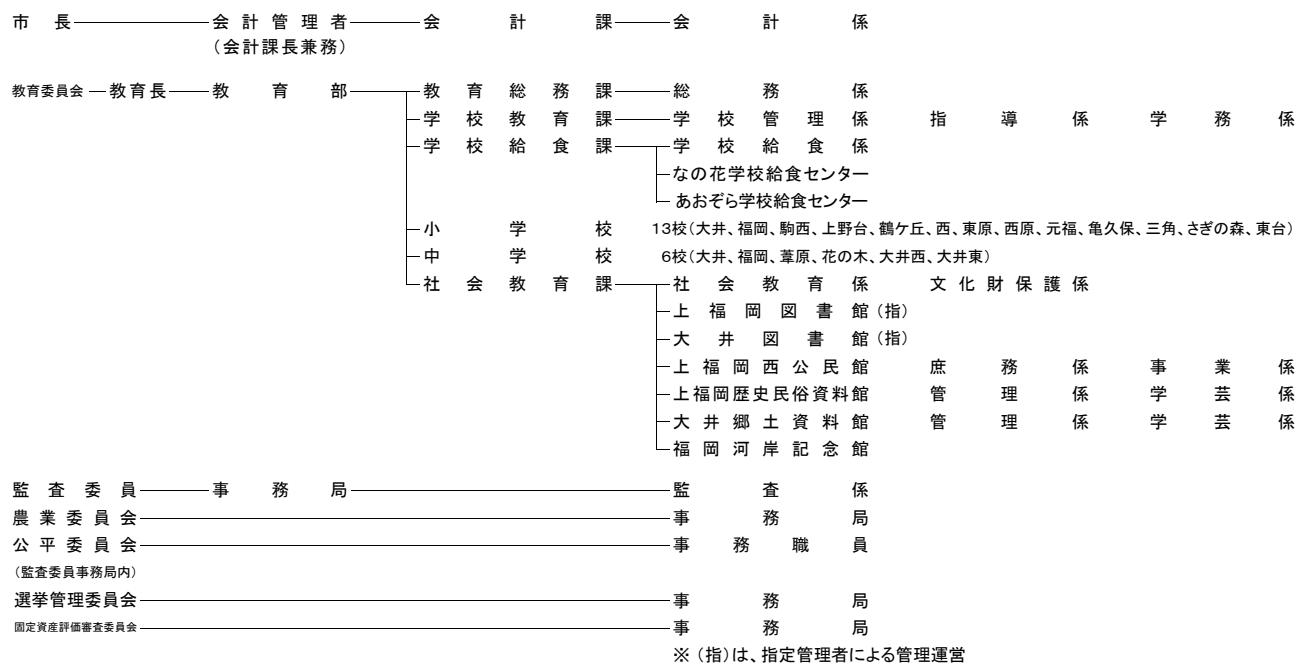
☆ 「幸せに暮らせるように」

（市立大井西中学校 大澤 柚月 さん）

(1)ふじみ野市行政組織図

＜令和6年4月1日現在＞





(2) 税務機構及び事務分掌

令和6年4月1日現在

令和6年4月1日現在

部名	課名	係名	職 名 別 職 員 数									事 務 分 掌	
			部長 参事	次長 副参事	課長	副課長 副主幹	係長 主査	主任	主事	主事補	計		
総 務 部	税 務 課				1	1					2		
		市 民 税 係						2	4	1	5	12	(1) 個人市民税及び個人県民税の賦課に関すること。 (2) 法人市民税の賦課に関すること。 (3) 軽自動車税の賦課に関すること。 (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 入湯税の賦課に関すること。 (6) 税制に関すること。 (7) 租税教育に関すること。 (8) 市税等の各種統計事務に関すること。 (9) 市税（固定資産税及び都市計画税を除く。）の相談に 関すること。 (10) 市税（固定資産税及び都市計画税を除く。）に係る諸 証明（納税証明を除く。）に関すること。
		資 産 税 土 地 係						1	1	1	1	4	(1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の評価及び賦課 に関すること。 (2) 土地に係る固定資産課税台帳等及び公図の管理に関す ること。 (3) 特別土地保有税に関すること。 (4) 土地に係る固定資産税等の相談に関すること。 (5) 土地に係る固定資産税等の諸証明（納税証明を除 く。）に関すること。
		資 産 税 家 屋 係							2	4		6	(1) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の評価及び賦課 に関すること。 (2) 償却資産に係る固定資産税の評価及び賦課に関す ること。 (3) 家屋に係る固定資産課税台帳等の管理に関すること。 (4) 家屋及び償却資産に係る固定資産税等の相談に関す ること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (6) 家屋に係る固定資産税等の諸証明（納税証明を除 く。）に関すること。
合計					1	1	3	7	6	6	24		

3 市税の総括

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

関東信越税理士会川越支部長賞

☆ 「過去と未来を繋ぐ場所」

（市立葦原中学校 中村 紗綾 さん）
川越税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞

☆ 「相続税」

（市立大井西中学校 柿沼 大輔 さん）

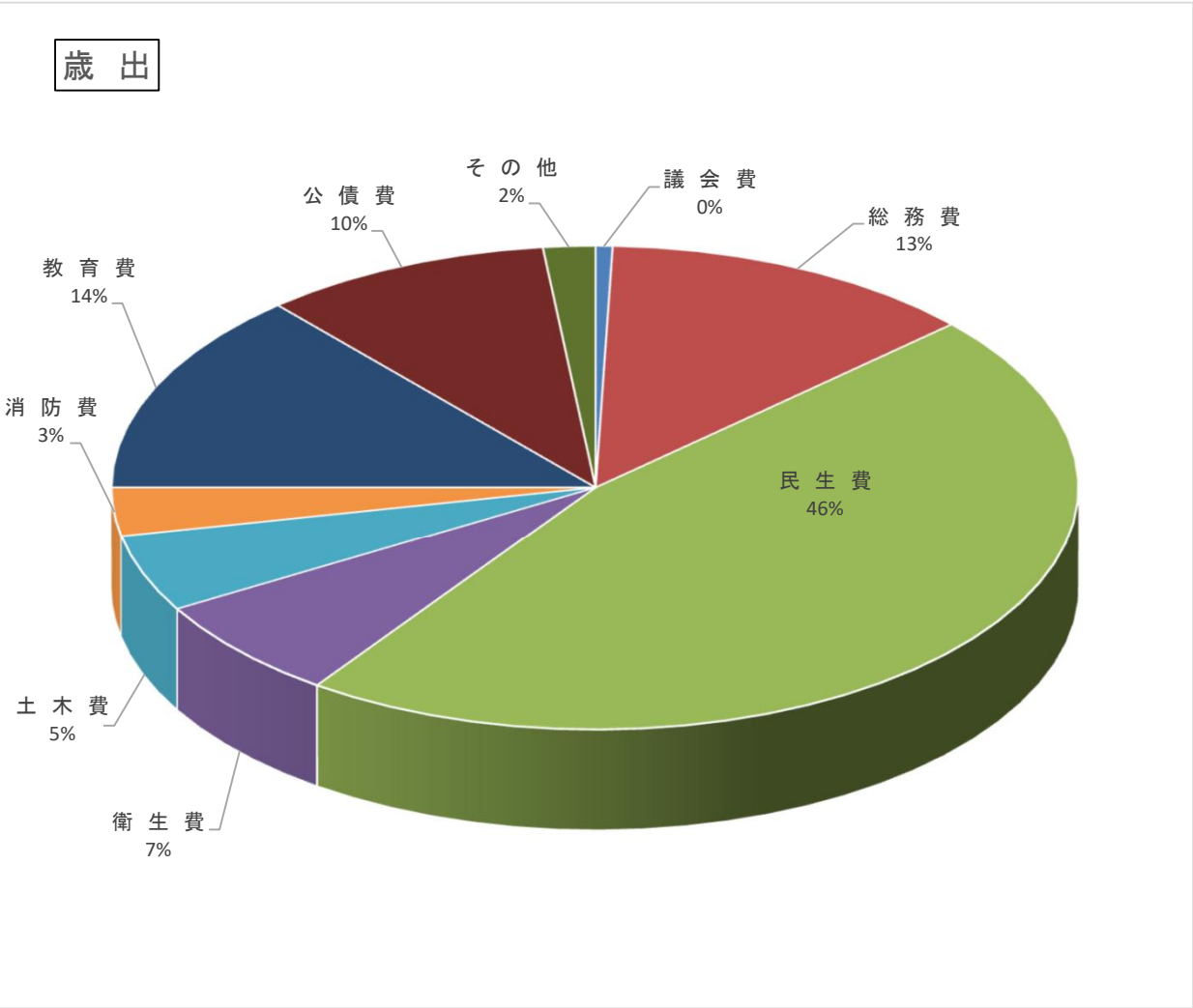
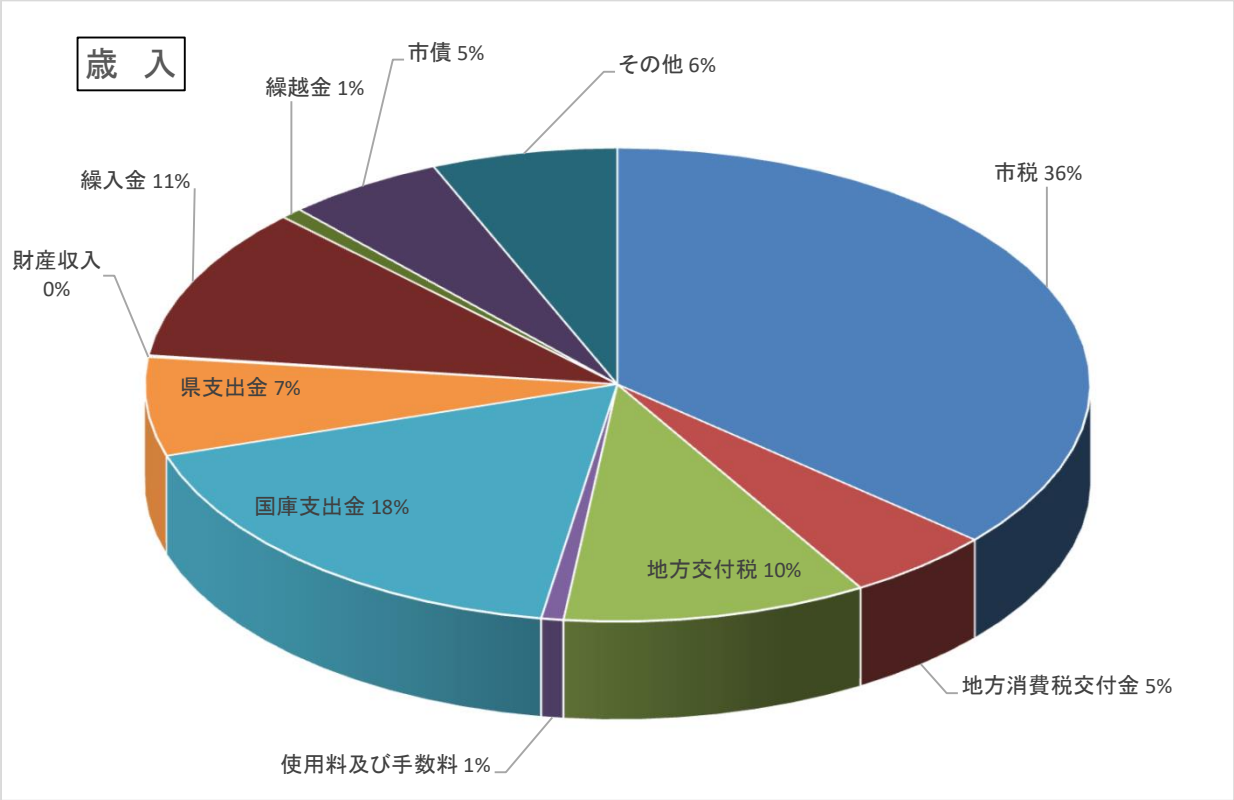
(1) 令和6年度一般会計歳入・歳出予算(当初)

(歳入)

(単位:千円)

区 分 科 目	令 和 6 年 度 当初予算額 (A)	令 和 5 年 度 当初予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の 構成比
1 市税	17,127,132	17,359,439	△ 232,307	36.39%
(1) 市民税	8,014,193	8,249,648	△ 235,455	17.03%
(2) 固定資産税	7,079,077	7,086,902	△ 7,825	15.04%
(3) 軽自動車税	179,838	177,820	2,018	0.38%
(4) 市たばこ税	585,885	587,414	△ 1,529	1.24%
(5) 特別土地保有税	0	0	0	0.00%
(6) 都市計画税	1,268,139	1,257,655	10,484	2.69%
2 地方譲与税	202,000	196,000	6,000	0.43%
3 利子割交付金	5,000	5,000	0	0.01%
4 配当割交付金	96,000	114,000	△ 18,000	0.20%
5 株式等譲渡所得割交付金	78,000	53,000	25,000	0.17%
6 法人事業税交付金	140,000	90,000	50,000	0.30%
7 地方消費税交付金	2,363,000	2,485,000	△ 122,000	5.02%
8 環境性能割交付金	26,000	19,000	7,000	0.06%
9 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	10,000	10,000	0	0.02%
10 地方特例交付金	600,000	137,000	463,000	1.27%
11 地方交付税	4,900,000	4,600,000	300,000	10.41%
12 交通安全対策特別交付金	9,000	11,000	△ 2,000	0.02%
13 分担金及び負担金	1,223,659	1,184,031	39,628	2.60%
14 使用料及び手数料	357,116	356,459	657	0.76%
15 国庫支出金	8,253,641	7,503,280	750,361	17.53%
16 県支出金	3,165,013	3,160,463	4,550	6.72%
17 財産収入	55,353	46,255	9,098	0.12%
18 寄附金	23,125	23,147	△ 22	0.05%
19 繰入金	4,957,333	5,489,941	△ 532,608	10.53%
20 繰越金	350,000	350,000	0	0.74%
21 諸収入	582,810	562,573	20,237	1.24%
22 市債	2,546,200	4,120,200	△ 1,574,000	5.41%
歳 入 合 計	47,070,382	47,875,788	△ 805,406	100.00%

令和6年度一般会計当初予算構成図



(歳出)

(単位：千円)

区 分 科 目		令 和 6 年 度 当初予算額 (A)	令 和 5 年 度 当初予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)	(A)の 構成比
1 議 会 費		265,080	255,914	9,166	0.56%
2 総 務 費		5,949,338	10,776,424	△ 4,827,086	12.64%
参 考 ・ 抜 粋	2 徴税費	542,050	526,807	15,243	1.15%
	(1) 税務総務費	313,062	300,936	12,126	0.67%
	(2) 課税費	114,802	120,033	△ 5,231	0.24%
	(3) 徴収費	113,984	105,690	8,294	0.24%
	(4) 固定資産評価 審査委員会費	202	148	54	0.00%
3 民 生 費		21,908,278	20,484,933	1,423,345	46.54%
4 衛 生 費		3,221,629	3,277,764	△ 56,135	6.84%
5 労 働 費		17,624	16,996	628	0.04%
6 農林水産業費		59,895	55,921	3,974	0.13%
7 商 工 費		535,852	120,863	414,989	1.14%
8 土 木 費		2,430,877	2,193,075	237,802	5.16%
9 消 防 費		1,526,468	1,440,952	85,516	3.24%
10 教 育 費		6,399,217	4,563,046	1,836,171	13.59%
11 公 債 費		4,548,796	4,489,966	58,830	9.66%
12 諸 支 出 金		157,328	149,934	7,394	0.33%
13 予 備 費		50,000	50,000	0	0.11%
歳 出 合 計		47,070,382	47,875,788	△ 805,406	100.00%

(2) 一般会計歳入総額に占める市税の割合 (各年度決算数値)

(単位：千円)

区 分 年 度	一般会計 歳入総額	市 税 収入総額	市 税 割 合	市民一人当り 市税収入額	一世帯当り 市税収入額
令和５年度	51,825,822	17,664,970	34.09%	159.2	333.2
令和４年度	46,412,252	17,471,363	37.64%	157.3	332.5
令和３年度	50,945,404	16,600,396	32.58%	149.4	319.0
令和２年度	56,725,592	16,704,546	29.45%	149.9	323.5
令和元年度	39,075,694	16,633,655	42.57%	149.3	326.2
平成３０年度	42,050,725	16,425,267	39.06%	147.3	325.6
平成２９年度	40,528,653	16,241,335	40.07%	145.8	325.7
平成２８年度	42,333,340	16,082,825	37.99%	144.6	325.7
平成２７年度	49,384,590	15,795,289	31.98%	142.3	323.7
平成２６年度	40,766,377	15,709,256	38.53%	142.3	325.7
平成２５年度	35,632,012	15,354,268	43.09%	141.6	327.0
平成２４年度	34,568,361	15,225,287	44.04%	141.7	328.9
平成２３年度	32,922,384	15,167,042	46.07%	142.7	333.9
平成２２年度	32,729,115	14,883,435	45.47%	140.7	330.8
平成２１年度	32,136,554	15,236,657	47.41%	145.0	343.7
平成２０年度	31,286,994	15,678,945	50.11%	150.4	358.6
平成１９年度	29,633,333	15,469,030	52.20%	148.9	358.2
平成１８年度	30,378,439	14,230,003	46.84%	137.7	334.6
平成１７年度	37,169,165	13,516,129	36.36%	131.8	323.1

(3) 市税年度別決算状況

令和5年度

(単位：円)

科 目 \ 区 分	調定額	収入済額	収納率	前 年 対 比	
				調定額	収入済額
市 民 税	8,553,646,433	8,472,718,145	99.05%	100.78%	100.86%
個人市民税	7,658,086,761	7,580,985,155	98.99%	100.01%	100.09%
現年課税分	7,587,046,662	7,552,884,071	99.55%	100.08%	100.14%
滞納繰越分	71,040,099	28,101,084	39.56%	92.47%	87.55%
法人市民税	895,559,672	891,732,990	99.57%	107.94%	107.97%
現年課税分	892,135,800	890,608,214	99.83%	107.98%	108.03%
滞納繰越分	3,423,872	1,124,776	32.85%	98.57%	76.53%
固 定 資 産 税	7,153,097,837	7,131,999,370	99.71%	101.37%	101.39%
固定資産税	7,133,445,037	7,112,346,570	99.70%	101.38%	101.40%
現年課税分	7,113,837,300	7,104,172,129	99.86%	101.55%	101.56%
滞納繰越分	19,607,737	8,174,441	41.69%	63.50%	42.17%
国有資産等所在市町村交付金	19,652,800	19,652,800	100.00%	99.25%	99.25%
軽 自 動 車 税	178,217,979	175,112,013	98.26%	102.78%	102.68%
種別割	167,811,579	164,705,613	98.15%	103.04%	102.94%
現年課税分	165,222,000	164,059,176	99.30%	103.22%	103.26%
滞納繰越分	2,589,579	646,437	24.96%	92.82%	57.81%
環境性能割	10,406,400	10,406,400	100.00%	98.75%	98.75%
市 た ば こ 税	621,230,939	621,230,939	100.00%	99.48%	99.48%
特別土地保有税	0	0	-	-	-
現年課税分	0	0	-	-	-
滞納繰越分	0	0	-	-	-
都 市 計 画 税	1,267,659,021	1,263,909,686	99.70%	101.74%	101.76%
現年課税分	1,264,174,600	1,262,457,036	99.86%	101.91%	101.92%
滞納繰越分	3,484,421	1,452,650	41.69%	63.72%	42.32%
市 税 合 計	17,773,852,209	17,664,970,153	99.39%	101.06%	101.11%
現年課税分	17,673,706,501	17,625,470,765	99.73%	101.18%	101.22%
滞納繰越分	100,145,708	39,499,388	39.44%	83.85%	68.70%

令和4年度

(単位：円)

科 目	区 分	調定額	収入済額	収納率	前 年 対 比	
					調定額	収入済額
市 民 税		8,487,266,347	8,400,243,553	98.97%	106.65%	106.80%
	個人市民税	7,657,557,588	7,574,336,540	98.91%	105.23%	105.38%
	現年課税分	7,580,731,321	7,542,241,130	99.49%	105.64%	105.68%
	滞納繰越分	76,826,267	32,095,410	41.78%	75.99%	62.84%
	法人市民税	829,708,759	825,907,013	99.54%	121.77%	121.88%
	現年課税分	826,235,100	824,437,200	99.78%	122.46%	122.56%
	滞納繰越分	3,473,659	1,469,813	42.31%	51.79%	29.81%
固 定 資 産 税		7,056,247,712	7,034,043,671	99.69%	103.51%	103.66%
	固定資産税	7,036,447,212	7,014,243,171	99.68%	103.53%	103.69%
	現年課税分	7,005,568,800	6,994,859,476	99.85%	104.21%	104.22%
	滞納繰越分	30,878,412	19,383,695	62.77%	41.74%	36.60%
	国有資産等所在市町村交付金	19,800,500	19,800,500	100.00%	96.50%	96.50%
軽 自 動 車 税		173,391,194	170,540,815	98.36%	106.78%	107.25%
	種別割	162,852,794	160,002,415	98.25%	104.44%	104.87%
	現年課税分	160,062,800	158,884,154	99.26%	105.09%	105.22%
	滞納繰越分	2,789,994	1,118,261	40.08%	76.88%	71.33%
	環境性能割	10,538,400	10,538,400	100.00%	163.54%	163.54%
市 た ば こ 税		624,463,079	624,463,079	100.00%	105.57%	105.57%
特別土地保有税		0	0	-	-	-
	現年課税分	0	0	-	-	-
	滞納繰越分	0	0	-	-	-
都 市 計 画 税		1,246,004,106	1,242,072,245	99.68%	103.42%	103.58%
	現年課税分	1,240,536,200	1,238,639,808	99.85%	104.10%	104.11%
	滞納繰越分	5,467,906	3,432,437	62.77%	41.70%	36.56%
市 税 合 計		17,587,372,438	17,471,363,363	99.34%	105.10%	105.25%
	現年課税分	17,467,936,200	17,413,863,747	99.69%	105.64%	105.66%
	滞納繰越分	119,436,238	57,499,616	48.14%	60.16%	47.95%

令和3年度

(単位：円)

科 目	区 分	調定額	収入済額	収納率	前 年 対 比	
					調定額	収入済額
市 民 税		7,958,141,783	7,865,339,686	98.83%	98.00%	98.44%
	個人市民税	7,276,760,817	7,187,708,660	98.78%	97.70%	98.11%
	現年課税分	7,175,666,890	7,136,635,925	99.46%	98.31%	98.53%
	滞納繰越分	101,093,927	51,072,735	50.52%	67.58%	61.81%
	法人市民税	681,380,966	677,631,026	99.45%	101.40%	102.03%
	現年課税分	674,673,500	672,699,700	99.71%	101.08%	101.52%
	滞納繰越分	6,707,466	4,931,326	73.52%	147.98%	319.98%
固 定 資 産 税		6,817,262,892	6,785,379,054	99.53%	99.16%	99.81%
	固定資産税	6,796,744,992	6,764,861,154	99.53%	99.16%	99.81%
	現年課税分	6,722,771,800	6,711,898,423	99.84%	99.84%	100.20%
	滞納繰越分	73,973,192	52,962,731	71.60%	61.40%	66.66%
	国有資産等所在市町村交付金	20,517,900	20,517,900	100.00%	99.62%	99.62%
軽 自 動 車 税		162,376,824	159,010,192	97.93%	104.65%	105.50%
	種別割	155,932,824	152,566,192	97.84%	104.06%	104.93%
	現年課税分	152,303,700	150,998,549	99.14%	105.20%	105.40%
	滞納繰越分	3,629,124	1,567,643	43.20%	71.60%	73.25%
	環境性能割	6,444,000	6,444,000	100.00%	121.10%	121.10%
市 た ば こ 税		591,523,544	591,523,544	100.00%	105.25%	105.25%
特別土地保有税		0	0	-	-	-
	現年課税分	0	0	-	-	-
	滞納繰越分	0	0	-	-	-
都 市 計 画 税		1,204,795,439	1,199,143,685	99.53%	99.01%	99.65%
	現年課税分	1,191,682,900	1,189,755,477	99.84%	99.68%	100.05%
	滞納繰越分	13,112,539	9,388,208	71.60%	61.30%	66.56%
市 税 合 計		16,734,100,482	16,600,396,161	99.20%	98.85%	99.38%
	現年課税分	16,535,584,234	16,480,473,518	99.67%	99.44%	99.73%
	滞納繰越分	198,516,248	119,922,643	60.41%	65.94%	66.67%

令和2年度

(単位：円)

科 目	区 分	調定額	収入済額	収納率	前 年 対 比	
					調定額	収入済額
市 民 税		8,120,369,803	7,990,133,925	98.40%	98.75%	99.51%
	個人市民税	7,448,385,603	7,325,956,291	98.36%	99.55%	100.45%
	現年課税分	7,298,796,594	7,243,329,539	99.24%	100.85%	101.13%
	滞納繰越分	149,589,009	82,626,752	55.24%	61.10%	63.26%
	法人市民税	671,984,200	664,177,634	98.84%	90.60%	90.15%
	現年課税分	667,451,500	662,636,519	99.28%	90.68%	90.20%
	滞納繰越分	4,532,700	1,541,115	34.00%	80.63%	73.45%
固 定 資 産 税		6,874,696,653	6,798,355,291	98.89%	100.38%	101.13%
	固定資産税	6,854,101,053	6,777,759,691	98.89%	100.38%	101.13%
	現年課税分	6,733,617,700	6,698,308,718	99.48%	101.06%	101.22%
	滞納繰越分	120,483,353	79,450,973	65.94%	73.01%	94.14%
	国有資産等所在市町村交付金	20,595,600	20,595,600	100.00%	99.53%	99.53%
軽 自 動 車 税		155,168,332	150,726,008	97.14%	105.64%	107.44%
	種別割	149,846,932	145,404,608	97.04%	103.09%	104.78%
	現年課税分	144,778,000	143,264,388	98.95%	104.43%	104.89%
	滞納繰越分	5,068,932	2,140,220	42.22%	75.44%	98.11%
	環境性能割	5,321,400	5,321,400	100.00%	350.23%	350.23%
市 た ば こ 税		562,015,534	562,015,534	100.00%	102.73%	102.73%
特別土地保有税		0	0	-	-	-
	現年課税分	0	0	-	-	-
	滞納繰越分	0	0	-	-	-
都 市 計 画 税		1,216,869,480	1,203,315,919	98.89%	100.02%	100.77%
	現年課税分	1,195,479,000	1,189,210,282	99.48%	100.70%	100.86%
	滞納繰越分	21,390,480	14,105,637	65.94%	72.75%	93.80%
市 税 合 計		16,929,119,802	16,704,546,677	98.67%	99.68%	100.43%
	現年課税分	16,628,055,328	16,524,681,980	99.38%	100.59%	100.76%
	滞納繰越分	301,064,474	179,864,697	59.74%	66.67%	76.76%

令和元年度

(単位：円)

科 目	区 分	調定額	収入済額	収納率	前 年 対 比	
					調定額	収入済額
市 民 税		8,223,509,345	8,029,518,188	97.64%	100.60%	102.00%
	個人市民税	7,481,826,145	7,292,798,205	97.47%	101.23%	102.77%
	現年課税分	7,237,009,090	7,162,179,125	98.97%	101.92%	102.44%
	滞納繰越分	244,817,055	130,619,080	53.35%	84.41%	124.58%
	法人市民税	741,683,200	736,719,983	99.33%	94.69%	94.94%
	現年課税分	736,061,500	734,621,783	99.80%	94.90%	94.98%
	滞納繰越分	5,621,700	2,098,200	37.32%	73.11%	83.00%
固 定 資 産 税		6,848,772,391	6,722,636,570	98.16%	99.72%	100.44%
	固定資産税	6,828,080,191	6,701,944,370	98.15%	99.73%	100.46%
	現年課税分	6,663,066,100	6,617,551,429	99.32%	100.27%	100.37%
	滞納繰越分	165,014,091	84,392,941	51.14%	81.69%	107.26%
	国有資産等所在市町村交付金	20,692,200	20,692,200	100.00%	96.90%	96.90%
軽 自 動 車 税		146,880,862	140,289,950	95.51%	105.02%	106.42%
	軽自動車税	145,361,462	138,770,550	95.47%	103.93%	105.26%
	現年課税分	138,642,300	136,589,200	98.52%	104.58%	105.17%
	滞納繰越分	6,719,162	2,181,350	32.46%	92.27%	111.75%
	環境性能割	1,519,400	1,519,400	100.00%		
市 た ば こ 税		547,065,397	547,065,397	100.00%	100.53%	100.53%
特別土地保有税		0	0	-	-	-
	現年課税分	0	0	-	-	-
	滞納繰越分	0	0	-	-	-
都 市 計 画 税		1,216,620,346	1,194,145,399	98.15%	100.12%	100.85%
	現年課税分	1,187,217,900	1,179,108,145	99.32%	100.67%	100.77%
	滞納繰越分	29,402,446	15,037,254	51.14%	82.01%	107.68%
市 税 合 計		16,982,848,341	16,633,655,504	97.94%	100.24%	101.27%
	現年課税分	16,531,273,887	16,399,326,679	99.20%	100.81%	101.09%
	滞納繰越分	451,574,454	234,328,825	51.89%	83.19%	116.02%

(4) 市税負担状況

(単位：円・人・世帯)

区分 年度	市税調定額 (現年課税分)	市民一人当り 市税負担額	一世帯当り 市税負担額	人 口	世帯数
5	17,673,706,501	159,253	333,372	110,979	53,015
4	17,587,372,438	158,352	334,698	111,065	52,547
3	16,734,100,482	150,595	321,587	111,120	52,036
2	16,929,119,802	151,923	327,817	111,432	51,642
元	16,982,848,341	152,447	333,095	111,402	50,985
30	16,398,875,427	147,108	325,110	111,475	50,441
29	16,246,219,692	145,839	325,830	111,398	49,861
28	16,054,454,869	144,311	325,154	111,249	49,375
27	15,712,229,425	141,587	321,985	110,972	48,798
26	15,686,086,573	142,121	325,249	110,371	48,228
25	15,319,954,112	141,301	326,248	108,421	46,958
24	15,192,052,073	141,349	328,165	107,479	46,294
23	15,230,756,113	143,347	335,324	106,251	45,421
22	14,997,748,245	141,831	333,306	105,744	44,997
21	15,432,748,628	146,916	348,165	105,045	44,326
20	15,868,766,656	152,178	362,905	104,278	43,727
19	15,716,753,794	151,278	363,898	103,893	43,190
18	14,361,450,834	139,017	337,670	103,307	42,531
17	13,619,897,984	132,819	325,609	102,545	41,829

※ 各年度決算及び3月31日現在人口、世帯数（外国人を除く）

4 市 民 税

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

ふじみ野市長賞

☆ 「大好きな日本のために」

(市立葦原中学校 高野 友花 さん)

ふじみ野市教育長賞

☆ 「暮らしを支える税金」

(市立葦原中学校 築地 優奈 さん)

(1) 市民税の調定額と納税義務者数決算数値

・市民税の調定額

(単位：千円)

年度 区 分			調 定 額					
			令和 5 年度		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
				前年度比				
個 人 市 民 税	普通徴収分	所 得 割	1, 496, 604	△ 152, 836	1, 649, 440	1, 334, 755	1, 435, 704	1, 416, 341
		均 等 割	47, 638	254	47, 384	47, 002	48, 765	48, 249
		計	1, 544, 242	△ 152, 582	1, 696, 824	1, 381, 757	1, 484, 469	1, 464, 590
	特別徴収分	所 得 割	5, 544, 269	167, 945	5, 376, 324	5, 290, 350	5, 329, 228	5, 262, 226
		均 等 割	137, 439	1, 668	135, 771	134, 358	132, 551	130, 714
		計	5, 681, 708	169, 613	5, 512, 095	5, 424, 708	5, 461, 779	5, 392, 940
	年金特徴分	所 得 割	276, 764	△ 8, 100	284, 864	286, 855	283, 088	285, 168
		均 等 割	26, 024	△ 133	26, 157	25, 790	25, 327	25, 304
		計	302, 788	△ 8, 233	311, 021	312, 645	308, 415	310, 472
	退職分離分	所 得 割	58, 308	△ 2, 483	60, 791	56, 556	44, 133	69, 007
		均 等 割						
		計	58, 308	△ 2, 483	60, 791	56, 556	44, 133	69, 007
	小計	所 得 割	7, 375, 945	4, 526	7, 371, 419	6, 968, 516	7, 092, 153	7, 032, 742
		均 等 割	211, 101	1, 789	209, 312	207, 150	206, 643	204, 267
		計	7, 587, 046	6, 315	7, 580, 731	7, 175, 666	7, 298, 796	7, 237, 009
法人市民税	法 人 税 割	620, 307	72, 191	548, 116	403, 417	413, 947	473, 952	
	均 等 割	271, 828	△ 6, 291	278, 119	271, 256	253, 504	262, 109	
	計	892, 135	65, 900	826, 235	674, 673	667, 451	736, 061	
合 計			8, 479, 181	72, 215	8, 406, 966	7, 850, 339	7, 966, 247	7, 973, 070

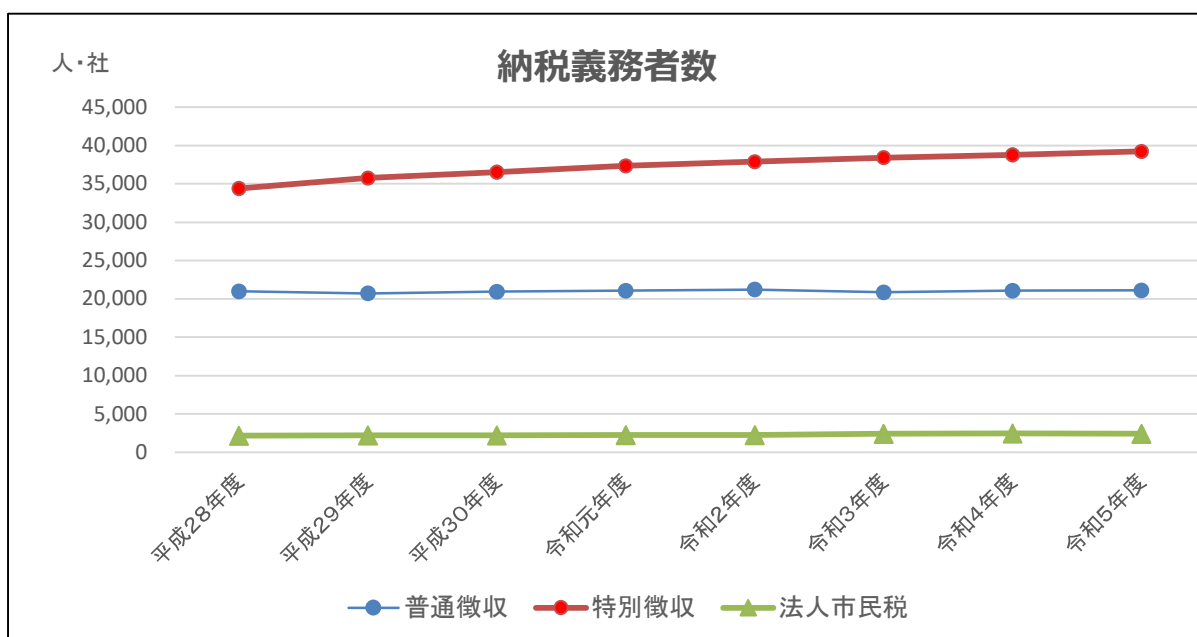
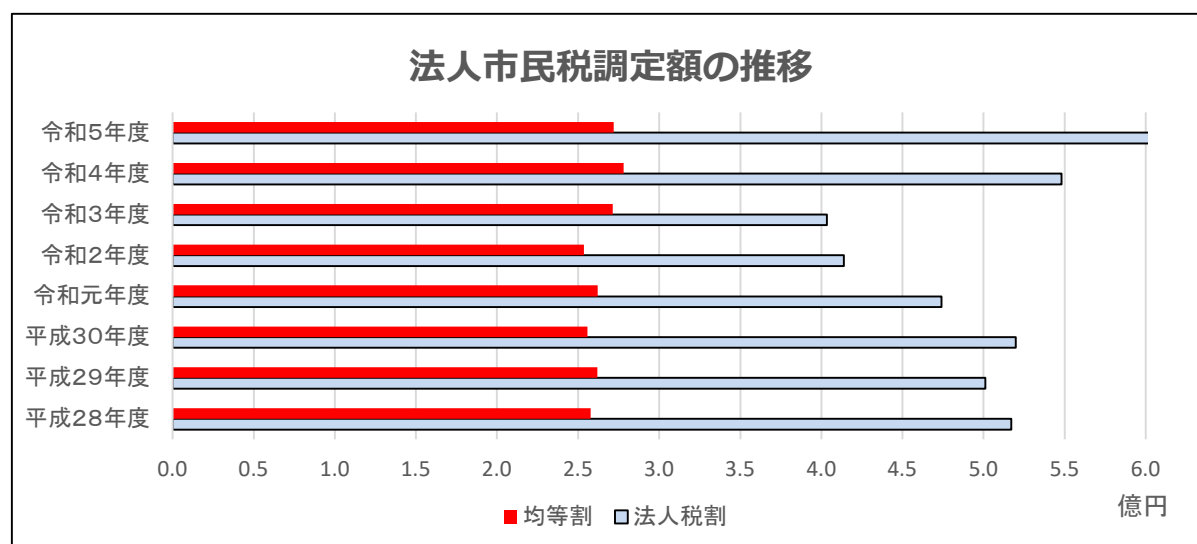
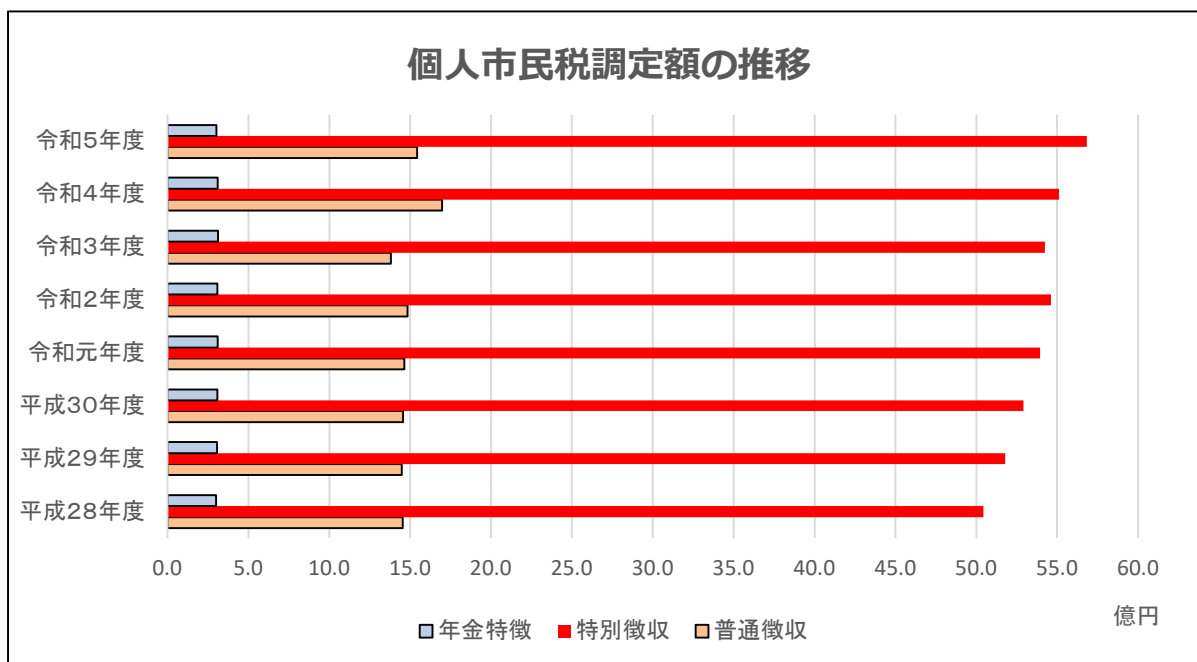
・納税義務者

(単位：人・社)

年度 区 分		納 税 義 務 者 数					
		令和 5 年度	前年度比	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
個 人	普 通 徴 収	21,095	33	21,062	20,882	21,214	21,071
	特 別 徴 収	39,235	471	38,764	38,397	37,857	37,359
	計	60,330	504	59,826	59,279	59,071	58,430
法 人		2,429	△ 34	2,463	2,424	2,273	2,247
合 計		62,759	470	62,289	61,703	61,344	60,677

※ 過年度分、退職分離分の納税義務者を除く。

資料：決算調定資料



(2) 個人市民税・所得別納税義務者数及び賦課状況

・令和6年度

区 分 所得者区分	均等割のみを納めるもの				均等割と所得割を納めるもの						合計税額 B+D+E F (千円)		一人当りの 平均税額 F/(A+C) G (千円)		構成比 H
	納税義務者数 A (人)	前年度比	均等割額 B (千円)	前年度比	納税義務者数 C (人)	前年度比	均等割額 D (千円)	前年度比	所得割額 E (千円)	前年度比		前年度比		前年度比	
給与所得者	4,025	2.228	12,075	5,786	45,169	△ 1,278	135,507	△ 27,057	5,942,228	△ 223,924	6,089,810	△ 245,195	123.8	△ 8	84.04%
営業等所得者	400	181	1,200	433	1,928	△ 128	5,784	△ 1,412	289,577	△ 3,106	296,561	△ 4,085	127.4	△ 5	4.09%
農業所得者	6	2	18	4	11	△ 3	33	△ 16	813	△ 364	864	△ 376	50.8	△ 18	0.01%
その他の所得者	2,684	1,095	8,052	2,490	6,815	△ 888	20,445	△ 6,516	830,377	△ 2,939	858,874	△ 6,965	90.4	△ 3	11.85%
家屋敷のみ	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0.0	0	0.00%
合 計	7,115	3,506	21,345	8,713	53,923	△ 2,297	161,769	△ 35,001	7,062,995	△ 230,333	7,246,109	△ 256,621	118.7	△ 7	100.00%

・令和5年度

区 分 所得者区分	均等割のみを納めるもの				均等割と所得割を納めるもの						合計税額 B+D+E F (千円)		一人当りの 平均税額 F/(A+C) G (千円)		構成比 H
	納税義務者数 A (人)	前年度比	均等割額 B (千円)	前年度比	納税義務者数 C (人)	前年度比	均等割額 D (千円)	前年度比	所得割額 E (千円)	前年度比		前年度比		前年度比	
給与所得者	1,797	58	6,289	203	46,447	548	162,564	1,918	6,166,152	201,182	6,335,005	203,303	131.3	2.6	84.44%
営業等所得者	219	△ 32	767	△ 112	2,056	△ 73	7,196	△ 256	292,683	△ 58,171	300,646	△ 58,539	132.2	△ 18.7	4.01%
農業所得者	4	2	14	7	14	0	49	0	1,177	129	1,240	136	68.9	△ 0.1	0.02%
その他の所得者	1,589	84	5,562	294	7,703	△ 132	26,961	△ 462	833,316	△ 147,898	865,839	△ 148,066	93.2	△ 15.4	11.54%
家屋敷のみ	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0.0	0.0	0.00%
合 計	3,609	112	12,632	392	56,220	343	196,770	1,200	7,293,328	△ 4,758	7,502,730	△ 3,166	125.4	△ 1.0	100.00%

・令和4年度

区 分 所得者区分	均等割のみを納めるもの				均等割と所得割を納めるもの						合計税額 B+D+E F (千円)		一人当りの 平均税額 F/(A+C) G (千円)		構成比 H
	納税義務者数 A (人)	前年度比	均等割額 B (千円)	前年度比	納税義務者数 C (人)	前年度比	均等割額 D (千円)	前年度比	所得割額 E (千円)	前年度比		前年度比		前年度比	
給与所得者	1,739	14	6,086	49	45,899	499	160,646	1,746	5,964,970	129,352	6,131,702	131,147	128.7	1.4	81.69%
営業等所得者	251	33	879	116	2,129	△ 18	7,452	△ 62	350,854	48,612	359,185	48,666	150.9	19.6	4.79%
農業所得者	2	△ 1	7	△ 4	14	△ 1	49	△ 4	1,048	198	1,104	190	69.0	18.2	0.01%
その他の所得者	1,505	14	5,268	49	7,835	86	27,423	301	981,214	255,891	1,013,905	256,241	108.6	26.6	13.51%
家屋敷のみ	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0.0	0.0	0.00%
合 計	3,497	60	12,240	210	55,877	566	195,570	1,981	7,298,086	434,053	7,505,896	436,244	126.4	6.1	100.00%

・令和3年度

区 分 所得者区分	均等割のみを納めるもの				均等割と所得割を納めるもの						合計税額 B+D+E F (千円)		一人当りの 平均税額 F/(A+C) G (千円)		構成比 H
	納税義務者数 A (人)	前年度比	均等割額 B (千円)	前年度比	納税義務者数 C (人)	前年度比	均等割額 D (千円)	前年度比	所得割額 E (千円)	前年度比		前年度比		前年度比	
給与所得者	1,725	△ 104	6,037	△ 365	45,400	276	158,900	966	5,835,618	△ 64,729	6,000,555	△ 64,128	127.3	△ 1.9	84.88%
営業等所得者	218	△ 22	763	△ 77	2,147	133	7,514	465	302,242	27,926	310,519	28,314	131.3	6.1	4.39%
農業所得者	3	△ 3	11	△ 10	15	6	53	21	850	122	914	133	50.8	△ 1.3	0.01%
その他の所得者	1,491	△ 8	5,219	△ 28	7,749	56	27,122	196	725,323	△ 104,455	757,664	△ 104,287	82.0	△ 11.8	10.72%
家屋敷のみ	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0.0	0.0	0.00%
合 計	3,437	△ 137	12,030	△ 480	55,311	471	193,589	1,648	6,864,033	△ 141,136	7,069,652	△ 139,968	120.3	△ 3.1	100.00%

・令和2年度

区 分 所得者区分	均等割のみを納めるもの				均等割と所得割を納めるもの						合計税額 B+D+E F (千円)		一人当りの 平均税額 F/(A+C) G (千円)		構成比 H
	納税義務者数 A (人)	前年度比	均等割額 B (千円)	前年度比	納税義務者数 C (人)	前年度比	均等割額 D (千円)	前年度比	所得割額 E (千円)	前年度比		前年度比		前年度比	
給与所得者	1,829	13	6,402	46	45,124	540	157,934	1,890	5,900,347	53,727	6,064,683	55,663	129.2	△ 0.3	84.12%
営業等所得者	240	△ 17	840	△ 59	2,014	40	7,049	140	274,316	9,191	282,205	9,272	125.2	2.9	3.91%
農業所得者	6	4	21	14	9	△ 5	32	2,030	728	△ 253	781	△ 256	52.1	△ 12.7	0.01%
その他の所得者	1,499	30	5,247	105	7,693	△ 139	26,926	2,170	829,778	14,965	861,951	14,584	93.8	2.7	11.96%
家屋敷のみ	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0.0	0.0	0.00%
合 計	3,574	30	12,510	106	54,840	436	191,941	1,527	7,005,169	77,630	7,209,620	79,263	123.4	0.4	100.00%

・令和元年度

区 分 所得者区分	均等割のみを納めるもの				均等割と所得割を納めるもの						合計税額 B+D+E F (千円)		一人当りの 平均税額 F/(A+C) G (千円)		構成比 H
	納税義務者数 A (人)	前年度比	均等割額 B (千円)	前年度比	納税義務者数 C (人)	前年度比	均等割額 D (千円)	前年度比	所得割額 E (千円)	前年度比		前年度比		前年度比	
給与所得者	1,816	18	6,356	63	44,584	1,015	156,044	3,553	5,846,620	121,367	6,009,020	124,983	129.5	△ 0.2	84.27%
営業等所得者	257	△ 1	899	△ 4	1,974	1	6,909	4	265,125	△ 6,586	272,933	△ 6,586	122.3	△ 3.0	3.83%
農業所得者	2	2	7	7	14	△ 1	49	△ 4	981	△ 117	1,037	△ 114	64.8	△ 11.9	0.01%
その他の所得者	1,469	23	5,142	81	7,832	△ 17	27,412	△ 60	814,813	△ 6,443	847,367	△ 6,422	91.1	△ 0.8	11.88%
家屋敷のみ	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0.0	0.0	0.00%
合 計	3,544	42	12,404	147	54,404	998	190,414	3,493	6,927,539	108,221	7,130,357	111,861	123.0	△ 0.3	100.00%

(3) 課税標準段階別・所得割別納税義務者数調

・令和6年度

(単位：人)

所得区分 課税標準の段階	給与所得	営業等所得	農業所得	その他の所得	分離譲渡等の所得	合計	平均税率
10万円以下の者	1	0	0	0	99	100	6.2%
10万円を超え 100万円以下	10,277	543	5	3,851	122	14,798	6.0%
100万円を超え 200万円以下	13,400	500	3	1,505	161	15,569	6.0%
200万円を超え 300万円以下	9,055	326	1	420	111	9,913	6.0%
300万円を超え 400万円以下	4,979	200	2	166	137	5,484	6.0%
400万円を超え 550万円以下	3,764	150	0	122	127	4,163	6.0%
550万円を超え 700万円以下	1,436	58	0	76	54	1,624	6.0%
700万円を超え 1,000万円以下	1,061	60	0	72	60	1,253	6.0%
1,000万円を超える者	728	59	0	135	97	1,019	6.0%
合計	44,701	1,896	11	6,347	968	53,923	6.0%

・令和5年度

(単位：人)

所得区分 課税標準の段階	給与所得	営業等所得	農業所得	その他の所得	分離譲渡等の所得	合計	平均税率
10万円以下の者	1,461	72	1	459	80	2,073	5.9%
10万円を超え 100万円以下	11,015	614	3	4,489	111	16,232	6.0%
100万円を超え 200万円以下	13,470	532	5	1,410	132	15,549	6.0%
200万円を超え 300万円以下	8,691	303	5	417	100	9,516	6.0%
300万円を超え 400万円以下	4,813	199	0	136	67	5,215	6.0%
400万円を超え 550万円以下	3,607	146	0	146	83	3,982	6.0%
550万円を超え 700万円以下	1,339	66	0	66	32	1,503	6.0%
700万円を超え 1,000万円以下	1,027	48	0	77	41	1,193	6.0%
1,000万円を超える者	703	56	0	116	82	957	6.0%
合計	46,126	2,036	14	7,316	728	56,220	6.0%

資料：課税状況等の調

・令和４年度

(単位：人)

所得区分 課税標準の段階	給与所得	営業所得	農業所得	その他の所得	分離譲渡等の所得	合計	平均税率
10万円以下の者	1,532	81	1	440	103	2,157	5.9%
10万円を超え 100万円以下	11,298	587	7	4,508	139	16,539	6.0%
100万円を超え 200万円以下	13,422	499	1	1,475	136	15,533	6.0%
200万円を超え 300万円以下	8,384	312	4	391	113	9,204	6.0%
300万円を超え 400万円以下	4,614	190	1	152	84	5,041	6.0%
400万円を超え 550万円以下	3,438	162	0	122	88	3,810	6.0%
550万円を超え 700万円以下	1,296	91	0	81	54	1,522	6.0%
700万円を超え 1,000万円以下	926	121	0	80	50	1,177	6.0%
1,000万円を超える者	631	61	0	115	87	894	6.0%
合計	45,541	2,104	14	7,364	854	55,877	6.0%

・令和３年度

(単位：人)

所得区分 課税標準の段階	給与所得	営業所得	農業所得	その他の所得	分離譲渡等の所得	合計	平均税率
10万円以下の者	1,544	96	1	429	75	2,145	5.9%
10万円を超え 100万円以下	11,398	633	10	4,472	123	16,636	6.0%
100万円を超え 200万円以下	13,550	527	1	1,538	119	15,735	6.0%
200万円を超え 300万円以下	8,043	353	2	451	94	8,943	6.0%
300万円を超え 400万円以下	4,553	214	1	139	67	4,974	6.0%
400万円を超え 550万円以下	3,264	152	0	127	79	3,622	6.0%
550万円を超え 700万円以下	1,179	55	0	76	29	1,339	6.0%
700万円を超え 1,000万円以下	886	46	0	63	53	1,048	6.0%
1,000万円を超える者	620	51	0	116	82	869	6.0%
合計	45,037	2,127	15	7,411	721	55,311	6.0%

資料：課税状況等の調

(4) 課税標準段階別・納税義務者と所得割額調

区 分 課税標準の段階	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
	納税義務者	所得割額	構成比	納税義務者	所得割額	構成比	納税義務者	所得割額	構成比
10万円以下の者	100	57,534	0.81%	2,073	37,686	0.52%	2,157	54,690	0.75%
10万円を超え 100万円以下	14,798	407,431	5.77%	16,232	512,072	7.02%	16,539	531,981	7.29%
100万円を超え 200万円以下	15,569	1,156,947	16.38%	15,549	1,285,216	17.62%	15,533	1,294,426	17.74%
200万円を超え 300万円以下	9,913	1,234,490	17.48%	9,516	1,300,023	17.83%	9,204	1,266,794	17.36%
300万円を超え 400万円以下	5,484	1,001,567	14.18%	5,215	1,011,995	13.88%	5,041	1,002,378	13.74%
400万円を超え 550万円以下	4,163	1,031,313	14.60%	3,982	1,046,044	14.34%	3,810	1,015,518	13.92%
550万円を超え 700万円以下	1,624	527,610	7.47%	1,503	518,429	7.11%	1,522	547,895	7.51%
700万円を超え 1,000万円以下	1,253	572,088	8.10%	1,193	563,019	7.72%	1,177	554,186	7.59%
1,000万円を超える者	1,019	1,073,285	15.20%	957	1,017,868	13.96%	894	1,029,057	14.10%
合 計	53,923	7,062,265	100.00%	56,220	7,292,352	100.00%	55,877	7,296,925	100.00%

資料：課税状況等の調

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
納税義務者	所得割額	構成比	納税義務者	所得割額	構成比	納税義務者	所得割額	構成比
2,145	33,425	0.49%	2,256	78,970	1.13%	2,244	38,346	0.55%
16,636	520,164	7.58%	16,279	516,581	7.38%	16,369	521,511	7.53%
15,735	1,288,908	18.78%	15,383	1,274,794	18.20%	14,986	1,236,137	17.85%
8,943	1,216,060	17.72%	8,955	1,223,921	17.48%	8,943	1,227,516	17.72%
4,974	979,231	14.27%	5,013	996,846	14.23%	4,984	1,005,190	14.51%
3,622	963,327	14.04%	3,750	1,008,893	14.41%	3,709	1,012,071	14.61%
1,339	467,171	6.81%	1,319	468,569	6.69%	1,314	470,842	6.80%
1,048	494,522	7.21%	1,031	490,845	7.01%	1,010	511,023	7.38%
869	899,347	13.11%	854	943,808	13.48%	845	904,271	13.05%
55,311	6,862,161	100.00%	54,840	7,003,227	100.00%	54,404	6,926,907	100.00%

資料：課税状況等の調

(5) 法人市民税・号法人別調定額等の調

・令和5年度

(単位: 円・社)

区 分	均等割		法人税割		計		前年対比	構成比	納税義務者数	
		前年度比		前年度比		前年度比				前年度比
1号法人	88,331,200	△ 1,034,600	82,154,800	△ 1,143,100	170,486,000	△ 2,177,700	98.74%	19.11%	1,849	△ 18
2号法人	1,390,000	575,000	8,774,100	5,490,200	10,164,100	△ 18,015,700	247.97%	1.14%	11	4
3号法人	38,401,000	△ 1,746,200	65,909,700	18,610,200	104,310,700	31,455,300	119.28%	11.69%	303	△ 18
4号法人	2,635,000	37,500	9,565,900	△ 16,016,400	12,200,900	△ 26,230,700	43.30%	1.37%	20	1
5号法人	13,668,000	△ 1,651,700	67,941,500	10,405,800	81,609,500	△ 66,447,300	112.02%	9.15%	89	△ 5
6号法人	4,640,000	1,240,000	27,420,600	△ 7,611,000	32,060,600	10,820,400	83.42%	3.59%	10	2
7号法人	46,763,000	△ 1,627,600	75,735,200	△ 23,931,000	122,498,200	△ 130,763,800	82.74%	13.73%	120	2
8号法人	7,000,000	△ 2,333,300	2,409,700	△ 9,497,200	9,409,700	△ 816,825,400	44.30%	1.05%	4	△ 1
9号法人	69,000,000	250,000	280,396,100	95,884,100	349,396,100	349,396,100	137.96%	39.16%	23	△ 1
合 計	271,828,200	△ 6,290,900	620,307,600	72,191,600	892,135,800	65,900,700	107.98%	100.00%	2,429	△ 34

・令和4年度

(単位: 円・社)

区 分	均等割		法人税割		計		前年対比	構成比	納税義務者数	
		前年度比		前年度比		前年度比				前年度比
1号法人	89,365,800	1,086,000	83,297,900	14,379,700	172,663,700	15,465,700	109.84%	20.90%	1,867	27
2号法人	815,000	△ 125,000	3,283,900	2,437,000	4,098,900	2,312,000	229.39%	0.50%	7	△ 1
3号法人	40,147,200	△ 120,000	47,299,500	△ 1,681,200	87,446,700	△ 1,801,200	97.98%	10.58%	321	2
4号法人	2,597,500	122,500	25,582,300	6,378,500	28,179,800	6,501,000	129.99%	3.41%	19	3
5号法人	15,319,700	1,963,400	57,535,700	3,076,700	72,855,400	5,040,100	107.43%	8.82%	94	3
6号法人	3,400,000	113,400	35,031,600	△ 9,037,200	38,431,600	△ 8,923,800	81.16%	4.65%	8	0
7号法人	48,390,600	4,829,300	99,666,200	11,092,600	148,056,800	15,921,900	112.05%	17.92%	118	5
8号法人	9,333,300	788,300	11,906,900	3,817,500	21,240,200	4,605,800	127.69%	2.57%	5	0
9号法人	68,750,000	△ 1,795,000	184,512,000	114,235,100	253,262,000	112,440,100	179.85%	30.65%	24	0
合 計	278,119,100	6,862,900	548,116,000	144,698,700	826,235,100	151,561,600	122.46%	100.00%	2,463	39

資料: 税務課市民税係

・令和3年度

(単位：円・社)

区 分	均等割		法人税割		計		前年対比	構成比	納税義務者数	
		前年度比		前年度比		前年度比				前年度比
1号法人	88,279,800	6,482,800	68,918,200	△ 1,400,000	157,198,000	154,759,900	6447.56%	23.30%	1,840	121
2号法人	940,000	△ 295,000	846,900	△ 356,200	1,786,900	△ 93,551,300	1.87%	0.26%	8	△ 2
3号法人	40,267,200	2,330,600	48,980,700	△ 8,420,900	89,247,900	58,329,200	288.65%	13.23%	319	16
4号法人	2,475,000	450,000	19,203,800	△ 9,689,900	21,678,800	△ 37,584,200	36.58%	3.21%	16	3
5号法人	13,356,300	461,600	54,459,000	8,090,700	67,815,300	38,802,300	233.74%	10.05%	91	7
6号法人	3,286,600	△ 413,400	44,068,800	18,755,800	47,355,400	△ 99,328,100	32.28%	7.02%	8	△ 1
7号法人	43,561,300	1,770,800	88,573,600	△ 16,319,400	132,134,900	114,938,800	768.40%	19.59%	113	3
8号法人	8,545,000	2,420,000	8,089,400	△ 2,981,700	16,634,400	△ 117,851,300	12.37%	2.47%	5	2
9号法人	70,545,000	4,545,000	70,276,900	1,791,200	140,821,900	△ 526,629,600	21.10%	20.87%	24	2
合 計	271,256,200	17,752,400	403,417,300	326,198,900	674,673,500	674,673,500	101.08%	100.00%	2,424	151

・令和2年度

(単位：円・社)

区 分	均等割		法人税割		計		前年対比	構成比	納税義務者数	
		前年度比		前年度比		前年度比				前年度比
1号法人	81,797,000	411,400	70,318,200	△ 6,900,200	152,115,200	△ 6,488,800	95.91%	22.79%	1,719	30
2号法人	1,235,000	185,000	1,203,100	△ 983,700	2,438,100	△ 798,700	75.32%	0.37%	10	0
3号法人	37,936,600	678,100	57,401,600	△ 9,249,500	95,338,200	△ 8,571,400	91.75%	14.28%	303	6
4号法人	2,025,000	△ 385,000	28,893,700	2,191,400	30,918,700	1,806,400	106.20%	4.63%	13	△ 2
5号法人	12,894,700	306,800	46,368,300	△ 26,150,400	59,263,000	△ 25,843,600	69.63%	8.88%	84	1
6号法人	3,700,000	△ 145,000	25,313,000	917,100	29,013,000	772,100	102.73%	4.35%	9	△ 2
7号法人	41,790,500	△ 4,800,600	104,893,000	△ 5,428,300	146,683,500	△ 10,228,900	93.48%	21.98%	110	△ 5
8号法人	6,125,000	291,700	11,071,100	2,031,500	17,196,100	2,323,200	115.62%	2.58%	3	△ 1
9号法人	66,000,000	△ 5,147,500	68,485,700	△ 16,432,800	134,485,700	△ 21,580,300	86.17%	20.15%	22	△ 1
合 計	253,503,800	△ 8,605,100	413,947,700	△ 60,004,900	667,451,500	△ 68,610,000	90.68%	100.00%	2,273	26

資料：税務課市民税係

・令和元年度

(単位：円・社)

区 分	均等割		法人税割		計		前年対比	構成比	納税義務者数	
		前年度比		前年度比		前年度比				前年度比
1号法人	81,385,600	1,288,500	77,218,400	5,552,200	158,604,000	6,840,700	104.51%	21.55%	1,689	22
2号法人	1,050,000	△ 245,000	2,186,800	717,300	3,236,800	472,300	117.08%	0.44%	10	△ 1
3号法人	37,258,500	△ 429,900	66,651,100	△ 11,105,700	103,909,600	△ 11,535,600	90.01%	14.12%	297	△ 3
4号法人	2,410,000	78,400	26,702,300	6,263,100	29,112,300	6,341,500	127.85%	3.96%	15	△ 2
5号法人	12,587,900	81,600	72,518,700	15,411,100	85,106,600	15,492,700	122.26%	11.56%	83	0
6号法人	3,845,000	245,000	24,395,900	△ 8,437,700	28,240,900	△ 8,192,700	77.51%	3.84%	11	1
7号法人	46,591,100	△ 459,200	110,321,300	3,523,700	156,912,400	3,064,500	101.99%	21.32%	115	△ 3
8号法人	5,833,300	2,625,000	9,039,600	1,900,100	14,872,900	4,525,100	143.73%	2.02%	4	2
9号法人	71,147,500	3,147,500	84,918,500	△ 59,687,700	156,066,000	△ 56,540,200	73.41%	21.20%	23	△ 4
合 計	262,108,900	6,331,900	473,952,600	△ 45,863,600	736,061,500	△ 39,531,700	94.90%	100.00%	2,247	12

・平成30年度

(単位：円・社)

区 分	均等割		法人税割		計		前年対比	構成比	納税義務者数	
		前年度比		前年度比		前年度比				前年度比
1号法人	80,097,100	778,300	71,666,200	△ 495,400	151,763,300	282,900	100.19%	19.57%	1,667	21
2号法人	1,295,000	145,000	1,469,500	△ 1,638,800	2,764,500	△ 1,493,800	64.92%	0.36%	11	2
3号法人	37,688,400	80,000	77,756,800	△ 11,194,200	115,445,200	△ 11,114,200	91.22%	14.88%	300	2
4号法人	2,331,600	6,600	20,439,200	△ 7,730,000	22,770,800	△ 7,723,400	74.67%	2.94%	17	2
5号法人	12,506,300	△ 1,324,900	57,107,600	255,300	69,613,900	△ 1,069,600	98.49%	8.98%	83	△ 6
6号法人	3,600,000	△ 1,000,000	32,833,600	△ 13,742,600	36,433,600	△ 14,742,600	71.19%	4.70%	10	0
7号法人	47,050,300	530,200	106,797,600	18,611,700	153,847,900	19,141,900	114.21%	19.84%	118	△ 6
8号法人	3,208,300	△ 291,700	7,139,500	△ 4,133,000	10,347,800	△ 4,424,700	70.05%	1.33%	2	0
9号法人	68,000,000	△ 5,000,000	144,606,200	38,825,700	212,606,200	33,825,700	118.92%	27.41%	27	3
合 計	255,777,000	△ 6,076,500	519,816,200	18,758,700	775,593,200	12,682,200	101.66%	100.00%	2,235	18

資料：税務課市民税係

5 固定資産税・都市計画税

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

入選作品

☆ 「日本の税金反感心が強いのは何故か」

（市立葦原中学校 唐澤 正拓 さん）

入選作品

☆ 「豊かな生活の「カギ」、税金」

（市立葦原中学校 猪鼻 美涼 さん）

入選作品

☆ 「中学生でもできること」

（市立葦原中学校 中嶋 咲瑛 さん）

(1) 固定資産税 個人・法人別納税義務者の推移

ア 土地

(単位：人・社)

区分 年度	総 数			法定免税点以上のもの			法定免税点未満のもの		
	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計
令和5年度	27,849	842	28,691	27,415	815	28,230	434	27	461
令和4年度	27,743	803	28,546	27,301	778	28,079	442	25	467
令和3年度	27,600	784	28,384	27,148	759	27,907	452	25	477
令和2年度	27,403	771	28,174	26,965	746	27,711	438	25	463
令和元年度	27,277	758	28,035	26,836	730	27,566	441	28	469

イ 家屋

(単位：人・社)

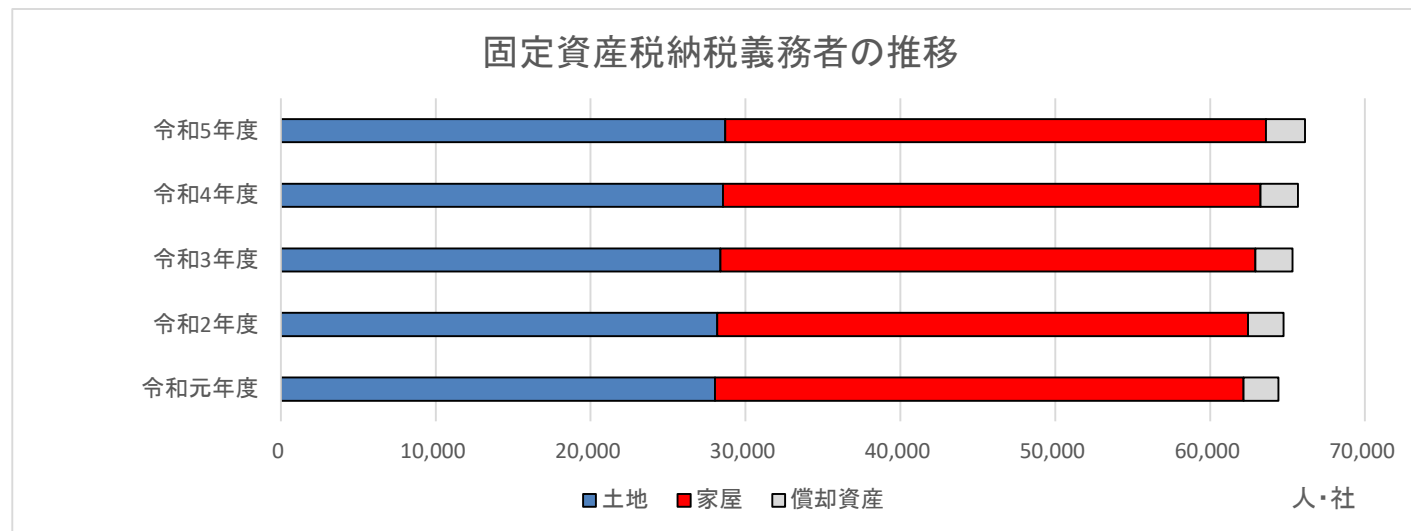
区分 年度	総 数			法定免税点以上のもの			法定免税点未満のもの		
	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計
令和5年度	33,948	965	34,913	33,787	945	34,732	161	20	181
令和4年度	33,766	928	34,694	33,592	908	34,500	174	20	194
令和3年度	33,649	890	34,539	33,470	815	34,285	179	75	254
令和2年度	33,421	866	34,287	33,239	847	34,086	182	19	201
令和元年度	33,263	861	34,124	33,070	841	33,911	193	20	213

ウ 償却資産

(単位：人・社)

区分 年度	総 数			法定免税点以上のもの			法定免税点未満のもの		
	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計
令和5年度	457	2,059	2,516	195	879	1,074	262	1,180	1,442
令和4年度	428	2,011	2,439	177	865	1,042	251	1,146	1,397
令和3年度	410	1,976	2,386	173	766	939	237	1,210	1,447
令和2年度	377	1,908	2,285	159	818	977	218	1,090	1,308
令和元年度	352	1,910	2,262	158	822	980	194	1,088	1,282

資料：概要調書



(2) 固定資産税 地目別課税状況の推移

ア 土地の筆数（法定免税点以上）

年 度 地 目		令和 5 年度			令和 4 年度		
		筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)
田	一般田	936	94.35	1.83	992	83.29	1.94
	市街化区域田	11	22.45	0.02	49	1225	0.1
畑	一般畑	1,529	98.2	2.99	1,557	99.24	3.05
	市街化区域畑	355	96.99	0.70	366	89.49	0.72
住 宅 用 地	小規模住宅用地	36,559	100.69	71.65	36,307	100.6	71.14
	一般住宅用地	5,484	100.24	10.75	5,471	100.61	10.72
非 住 宅 用 地		2,755	100.73	5.40	2,735	100.63	5.36
山 林	一般山林	143	95.97	0.28	149	95.51	0.29
	市街化区域山林	40	97.56	0.08	41	97.62	0.08
原 野		0	—	0.00	0	—	0
雑種地	鉄軌道用地	96	100	0.19	96	100	0.19
	その他の雑種地	3,119	95.35	6.11	3,271	107.04	6.41
合 計		51,027	99.99	100.00	51,034	100.52	100.00

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)
1,191	99.67	2.35	1,195	99.09	2.36	1,206	99.92	2.39
4	80	0.01	5	100	0.01	5	100.00	0.01
1,569	99.62	3.09	1,575	100.19	3.11	1,572	99.37	3.12
409	96.46	0.81	424	94.01	0.84	451	95.55	0.89
36,092	100.73	71.08	35,830	100.79	70.81	35,550	100.80	70.49
5,438	100.22	10.71	5,426	100.63	10.72	5,392	100.33	10.69
2,718	99.52	5.35	2,731	99.49	5.4	2,745	98.07	5.44
156	97.5	0.31	160	95.24	0.32	168	96.55	0.33
42	100	0.08	42	93.33	0.08	45	97.83	0.09
0	—	0	0	—	0	0	—	0.00
96	100	0.19	96	100	0.19	96	100.00	0.20
3,056	98.11	6.02	3,115	97.28	6.16	3,202	100.31	6.35
50,771	100.34	100.00	50,599	100.33	100.00	50,432	100.43	100.00

イ 土地の地積（法定免税点以上）

年 度 地 目		令和 5 年度			令和 4 年度		
		地 積	前年比 (%)	構成比 (%)	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)
田	一般田	629,853	98.27	6.20	640,941	83.05	6.30
	市街化区域田	5,768	19.70	0.06	29,284	1039.18	0.28
畑	一般畑	1,481,763	99.38	14.60	1,491,059	99.20	14.66
	市街化区域畑	146,913	95.64	1.45	153,608	89.41	1.51
住 宅 用 地	小規模住宅用地	4,315,200	100.70	42.51	4,285,070	100.44	42.14
	一般住宅用地	750,319	99.58	7.39	753,498	99.96	7.41
非 住 宅 用 地		1,681,271	107.21	16.57	1,568,220	102.18	15.42
山 林	一般山林	183,888	98.72	1.81	186,267	94.15	1.83
	市街化区域山林	27,012	99.14	0.27	27,247	99.84	0.27
原 野		0	—	0.00	0	—	0.00
雑種地	鉄軌道用地	42,225	100.00	0.42	42,225	100.00	0.42
	その他の雑種地	885,260	89.22	8.72	992,232	112.34	9.76
合 計		10,149,472	99.80	100.00	10,169,651	100.14	100.00

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
地 積	前年比 (%)	構成比 (%)	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)
771,713	99.61	7.60	774,730	99.17	7.62	781,177	99.70	7.68
2,818	80.42	0.03	3,504	100.00	0.03	3,504	100.00	0.03
1,503,158	98.96	14.80	1,518,959	99.89	14.94	1,520,691	99.18	14.95
171,805	97.68	1.69	175,882	93.05	1.73	189,023	95.45	1.86
4,266,382	100.70	42.01	4,236,829	100.73	41.68	4,205,932	100.64	41.36
753,806	99.52	7.42	757,448	99.47	7.44	761,470	99.96	7.48
1,534,800	98.19	15.11	1,563,136	104.18	15.38	1,500,396	100.01	14.75
197,851	96.00	1.95	206,088	95.21	2.03	216,466	100.39	2.13
27,291	100.00	0.27	27,291	96.95	0.27	28,151	97.17	0.28
0	—	0.00	0	—	0.00	0	—	0.00
42,225	100.00	0.42	42,225	99.96	0.42	42,243	100.00	0.42
883,255	102.76	8.70	859,512	93.33	8.46	920,895	98.89	9.06
10,155,104	99.90	100.00	10,165,604	99.96	100.00	10,169,948	99.92	100.00

ウ 土地の決定価格（法定免税点以上）

年 度 地 目		令和 5 年度			令和 4 年度		
		決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)
田	一般田	62,481	98.27	0.01	63,581	83.05	0.01
	市街化区域田	257,164	20.48	0.03	1,255,728	535.31	0.17
畑	一般畑	76,351	99.31	0.01	76,882	99.26	0.01
	市街化区域畑	17,012,997	94.60	2.25	17,984,980	87.66	2.39
住 宅 用 地	小規模住宅用地	462,072,963	100.75	61.05	458,634,824	100.50	60.87
	一般住宅用地	60,083,529	99.27	7.94	60,523,343	99.68	8.03
非 住 宅 用 地		155,574,287	105.01	20.56	148,147,376	103.12	19.66
山 林	一般山林	12,240	98.74	0.00	12,396	93.89	0.00
	市街化区域山林	236,255	98.89	0.03	238,898	99.85	0.03
原 野		0	—	0.00	0	—	0.00
雑種地	鉄軌道用地	1,858,968	100.00	0.25	1,858,968	100.00	0.25
	その他の雑種地	59,606,880	92.19	7.88	64,654,682	103.66	8.58
合 計		756,854,115	100.45	100.01	753,451,658	100.98	100.00

令和 3 年度			令和 2 年度			令和元年度		
決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)
76,553	99.61	0.01	76,853	99.18	0.01	77,492	99.70	0.01
234,579	77.17	0.03	303,970	100.00	0.04	303,971	100.00	0.04
77,455	98.92	0.01	78,297	99.81	0.01	78,444	99.24	0.01
20,515,915	102.50	2.75	20,015,980	92.47	2.84	21,646,054	94.57	3.07
456,364,090	105.36	61.17	433,158,857	100.71	61.22	430,106,539	100.47	60.88
60,720,363	102.85	8.14	59,035,799	99.24	8.34	59,487,871	99.79	8.42
143,668,921	106.19	19.25	135,298,479	103.17	19.12	131,144,796	99.65	18.56
13,202	96.03	0.00	13,748	94.83	0.00	14,498	100.55	0.00
239,257	104.40	0.03	229,182	96.10	0.03	238,488	97.12	0.03
0	—	0.00	0	—	0.00	0	—	0.00
1,858,968	106.08	0.25	1,752,434	99.96	0.25	1,753,161	100.00	0.25
62,373,146	108.36	8.36	57,561,331	93.33	8.14	61,672,448	98.09	8.73
746,142,449	105.46	100.00	707,524,930	100.14	100.00	706,523,762	99.86	100.00

エ 土地の課税標準額（法定免税点以上）

年 度 地 目		令和 5 年度			令和 4 年度		
		課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
田	一般田	62,481	98.27	0.03	63,581	83.05	0.03
	市街化区域田	104,505	13.51	0.04	773,323	991.68	0.32
畑	一般畑	76,351	99.31	0.03	76,882	99.26	0.03
	市街化区域畑	5,467,853	93.14	2.28	5,870,514	91.50	2.47
住 宅 用 地	小規模住宅用地	76,972,999	101.52	32.07	75,819,840	104.48	31.85
	一般住宅用地	20,021,271	99.82	8.34	20,056,744	102.63	8.43
非 住 宅 用 地		97,667,817	105.42	40.70	92,650,561	104.33	38.92
山 林	一般山林	12,240	98.74	0.01	12,396	93.89	0.01
	市街化区域山林	142,121	100.00	0.06	142,117	103.02	0.06
原 野		0	—	0.00	0	—	0.00
雑種地	鉄軌道用地	1,196,958	100.00	0.50	1,196,958	100.02	0.50
	その他の雑種地	38,268,679	92.47	15.95	41,386,943	105.36	17.38
合 計		239,993,275	100.82	100.01	238,049,859	104.32	100.00

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
76,553	99.61	0.03	76,853	99.18	0.03	77,492	99.70	0.03
77,981	76.96	0.03	101,323	100.00	0.04	101,324	100.00	0.04
77,455	98.92	0.03	78,297	99.81	0.03	78,444	99.24	0.03
6,415,730	96.40	2.81	6,655,010	92.59	2.94	7,187,811	95.12	3.17
72,569,076	100.57	31.80	72,160,295	100.85	31.85	71,548,885	100.68	31.58
19,542,506	99.32	8.57	19,675,730	99.28	8.69	19,818,041	99.85	8.75
88,809,074	100.41	38.92	88,445,372	103.13	39.04	85,761,093	99.96	37.85
13,202	96.03	0.01	13,748	94.83	0.01	14,498	100.55	0.01
137,954	100.00	0.06	137,954	96.11	0.06	143,538	97.13	0.06
0	—	0.00	0	—	0.00	0	—	0.00
1,196,679	100.00	0.52	1,196,679	99.96	0.53	1,197,176	100.00	0.53
39,282,860	103.38	17.22	37,996,735	93.45	16.78	40,661,534	98.03	17.95
228,199,070	100.73	100.00	226,537,996	99.98	100.00	226,589,836	99.66	100.00

(3) 固定資産税 家屋の構造別課税状況の推移（法定免税点以上のもの）

ア 所有者数等

区 分 \ 年 度		令和 5 年度			令和 4 年度		
			前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)
木 造	棟数 (棟)	27,026	100.60	82.84	26,864	100.55	82.83
	床面積 (㎡)	2,651,638	100.91	50.05	2,627,779	100.89	50.05
	決定価格 (千円)	75,847,831	104.41	34.48	72,647,149	104.17	33.96

木造以外	棟数 (棟)	5,597	100.54	17.16	5,567	101.13	17.17
	床面積 (㎡)	2,646,145	100.90	49.95	2,622,651	103.71	49.95
	決定価格 (千円)	144,151,390	102.02	65.52	141,291,571	105.55	66.04

合 計	所有者数 (人)	34,913	101.20	100.00	34,500	100.63	100.00
	棟数 (棟)	32,623	100.59	100.00	32,431	100.65	100.00
	床面積 (㎡)	5,297,783	100.90	100.00	5,250,430	102.28	100.00
	決定価格 (千円)	219,999,221	102.83	100.00	213,938,720	105.08	100.00

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
	前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)
26,717	100.44	82.92	26,600	100.58	82.77	26,447	100.58	82.79
2,604,614	100.63	50.74	2,588,269	100.89	50.10	2,565,316	100.98	50.03
69,738,796	95.63	34.25	72,922,071	104.25	34.62	69,947,344	104.48	33.96

5,505	99.40	17.08	5,538	100.73	17.23	5,498	100.55	17.21
2,528,805	98.08	49.26	2,578,408	100.62	49.90	2,562,517	100.32	49.97
133,866,913	97.23	65.75	137,687,477	101.22	65.38	136,022,504	100.97	66.04

34,285	100.58	100.00	34,086	100.52	100.00	33,911	100.78	100.00
32,222	100.26	100.00	32,138	100.60	100.00	31,945	100.57	100.00
5,133,419	99.36	100.00	5,166,677	100.76	100.00	5,127,833	100.65	100.00
203,605,709	96.67	100.00	210,609,548	102.25	100.00	205,969,848	102.14	100.00

イ 木造家屋の種類別課税状況の推移（法定免税点以上のもの）

区 分 \ 年 度		令和 5 年度			令和 4 年度		
			前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)
専 用 宅	棟数 (棟)	23,673	100.84	87.59	23,475	100.68	87.38
	床面積 (㎡)	2,272,163	101.07	85.69	2,248,031	100.84	85.55
	決定価格 (千円)	67,470,088	104.38	88.95	64,639,771	103.77	88.98
共同住宅 寄 宿 舎	棟数 (棟)	1,043	100.19	3.86	1,041	100.48	3.88
	床面積 (㎡)	200,290	101.13	7.55	198,050	102.06	7.54
	決定価格 (千円)	5,739,827	105.62	7.57	5,434,192	109.40	7.48
併 用 宅	棟数 (棟)	911	97.96	3.37	930	98.31	3.46
	床面積 (㎡)	96,504	97.97	3.64	98,501	98.48	3.75
	決定価格 (千円)	1,468,932	98.76	1.94	1,487,369	99.23	2.05
その他	棟数 (棟)	1,399	98.66	5.18	1,418	100.00	5.28
	床面積 (㎡)	82,681	99.38	3.12	83,197	102.40	3.17
	決定価格 (千円)	1,168,984	107.66	1.54	1,085,817	110.36	1.49
合 計	棟数 (棟)	27,026	100.60	100.00	26,864	100.55	100.00
	床面積 (㎡)	2,651,638	100.91	100.00	2,627,779	100.89	100.01
	決定価格 (千円)	75,847,831	104.41	100.00	72,647,149	104.17	100.00

令和 3 年度			令和 2 年度			令和元年度		
	前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)
23,317	100.74	87.27	23,146	100.83	87.02	22,955	100.70	86.80
2,229,288	100.96	85.59	2,208,087	101.07	85.31	2,184,766	101.04	85.17
62,288,560	95.71	89.32	65,078,509	104.30	89.24	62,394,608	104.30	89.20
1,036	99.04	3.88	1,046	100.29	3.93	1,043	100.29	3.94
194,059	99.52	7.45	194,990	101.21	7.53	192,653	101.58	7.51
4,967,446	96.45	7.12	5,150,065	105.66	7.06	4,874,183	107.35	6.97
946	98.23	3.54	963	98.47	3.62	978	99.19	3.70
100,020	98.42	3.84	101,628	98.90	3.93	102,756	99.66	4.01
1,498,871	94.60	2.15	1,584,449	100.57	2.17	1,575,403	102.20	2.25
1,418	98.13	5.31	1,445	98.23	5.43	1,471	99.80	5.56
81,247	97.23	3.12	83,564	98.15	3.23	85,141	99.77	3.32
983,919	88.72	1.41	1,109,048	100.53	1.52	1,103,150	105.15	1.58
26,717	100.44	100.00	26,600	100.58	100.00	26,447	100.58	100.00
2,604,614	100.63	100.00	2,588,269	100.89	100.00	2,565,316	100.98	100.01
69,738,796	95.63	100.00	72,922,071	104.25	99.99	69,947,344	104.48	100.00

(4) 償却資産の種類別課税状況の推移

ア 総数

年 度 区 分	令和 5 年度			令和 4 年度		
	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
構築物	15,870,898	98.54	36.3	16,106,293	106.45	36.42
機械及び装置	18,280,058	102.92	41.81	17,761,202	97.99	40.16
車両及び運搬具	57,922	112.54	0.13	51,468	121.46	0.12
工具、器具及び備品	9,511,503	92.31	21.75	10,303,931	118.58	23.30
船舶及び航空機	2,766	49.71	0.01	5,564	799.43	0.01
合 計	43,723,147	98.86	100.00	44,228,458	105.33	100.01

イ 個人分

年 度 区 分	令和 5 年度			令和 4 年度		
	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
構築物	920,095	106.25	73.73	866,010	102.90	77.05
機械及び装置	121,653	96.08	9.75	126,612	88.43	11.26
車両及び運搬具	0	0	0	0	100.00	0.00
工具、器具及び備品	206,159	156.94	16.52	131,361	117.77	11.69
合 計	1,247,907	111.03	100.00	1,123,983	102.52	100.00

ウ 法人分

年 度 区 分	令和 5 年度			令和 4 年度		
	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
構築物	14,950,803	98.1	35.2	15,240,283	106.66	35.36
機械及び装置	18,158,405	102.97	42.75	17,634,590	98.07	40.91
車両及び運搬具	57,922	112.54	0.14	51,468	121.46	0.12
工具、器具及び備品	9,305,344	91.47	21.91	10,172,570	118.59	23.6
船舶及び航空機	2,766	49.71	0.01	5,564	799.43	0.01
合 計	42,475,240	98.54	100.01	43,104,475	105.41	100.00

エ 大臣・知事配分価格の推移

年 度 区 分	令和 5 年度		令和 4 年度	
		前年比 (%)		前年比 (%)
課税標準額	10,200,645	98.47	10,359,535	98.32
合 計	10,200,645	98.47	10,359,535	98.32

ア 総数

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
15,130,344	124.99	36.03	12,105,585	92.26	30.12	13,121,151	106.98	30.93
18,125,237	92.92	43.17	19,505,375	93.75	48.53	20,806,664	93.84	49.05
42,373	95.58	0.10	44,333	88.10	0.11	50,319	92.62	0.12
8,689,776	101.85	20.70	8,532,183	101.07	21.23	8,441,949	95.59	19.90
696	63.10	0.00	1,103	62.14	0.00	1,775	61.23	0.00
41,988,426	104.48	100.00	40,188,579	94.74	99.99	42,421,858	97.91	100.00

イ 個人分

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
841,644	108.96	76.77	772,405	107.44	75.08	718,916	107.03	74.07
143,176	99.17	13.06	144,370	108.14	14.03	133,509	99.78	13.75
0	0.00	0.00	1,204	-	0.12	0	100	0.00
111,539	100.71	10.17	110,756	93.69	10.77	118,215	104.21	12.18
1,096,359	106.57	100.00	1,028,735	105.99	100.00	970,640	105.63	100.00

ウ 法人分

令和3年度			令和2年度			令和元年度		
課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
14,288,700	126.08	34.94	11,333,180	91.38	28.94	12,402,235	106.97	29.920
17,982,061	92.88	43.97	19,361,005	93.65	49.44	20,673,155	93.80	49.870
42,373	98.25	0.1	43,129	85.71	0.11	50,319	92.62	0.120
8,578,237	101.86	20.98	8,421,427	101.17	21.51	8,323,734	95.48	20.080
696	63.10	0	1,103	62.14	0	1,775	61.23	0.00
40,892,067	104.42	99.99	39,159,844	94.47	100.00	41,451,218	97.74	99.99

令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)
10,536,352	99.26	10,614,412	98.24	10,804,474	98.19
10,536,352	99.26	10,614,412	98.24	10,804,474	98.19

(5) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：円・%)

区 分		令和5年度		令和4年度	
			前年比		前年比
交付金	通知価格	6,146,789,503	99.25	6,193,506,210	99.13
	算定標準額	1,403,780,000	99.25	1,414,331,000	96.50
	交付金額	19,652,800	99.25	19,800,500	96.50
交付金・納付金額合計		19,652,800	99.25	19,800,500	96.50

(6) 都市計画税 個人・法人別納税義務者数の推移

ア 土地

(単位：人・社)

区 分 年 度	総 数			法定免税点以上のもの			法定免税点未満のもの		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和5年度	24,979	643	25,622	24,801	625	25,426	178	18	196
令和4年度	24,881	606	25,487	24,702	590	25,292	179	16	195
令和3年度	24,726	597	25,323	24,551	581	25,132	175	16	191
令和2年度	24,559	581	25,140	24,394	565	24,959	165	16	181
令和元年度	24,444	570	25,014	24,277	555	24,832	167	15	182

(単位：円・%)

令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	前年比		前年比		前年比
6,247,853,622	100.51	6,216,330,097	100.41	6,190,963,330	98.84
1,465,575,000	99.62	1,471,129,000	99.53	1,478,026,000	96.90
20,517,900	99.62	20,595,600	99.53	20,692,200	96.90
20,517,900	99.62	20,595,600	99.53	20,692,200	96.90

イ 家屋

(単位：人・社)

区 分 年 度	総 数			法定免税点以上のもの			法定免税点未満のもの		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和5年度	30,533	791	31,324	30,407	776	31,183	126	15	141
令和4年度	30,350	761	31,111	30,218	745	30,963	132	16	148
令和3年度	30,236	732	30,968	30,100	672	30,772	136	60	196
令和2年度	30,030	712	30,742	29,891	697	30,588	139	15	154
令和元年度	29,891	709	30,600	29,741	694	30,435	150	15	165

(7) 都市計画税 地目別課税状況の推移

ア 土地の筆数

年 度 地 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)
宅 地	38,655	100.63	92.63	38,414	100.60	92.12
農 地	699	95.75	1.67	730	94.68	1.75
そ の 他	2,377	92.92	5.70	2,558	110.02	6.13
合 計	41,731	100.07	100.00	41,702	101.02	100.00

イ 土地の地積

年 度 地 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)
宅 地	5,494	102.40	85.44	5,365	100.96	83.24
農 地	382	95.74	5.94	399	95.00	6.19
そ の 他	554	81.35	8.62	681	119.68	10.57
合 計	6,430	99.77	100.00	6,445	102.25	100.00

ウ 土地の決定価格

年 度 地 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)
宅 地	622,311,495	101.61	89.56	612,435,393	101.10	88.51
農 地	17,221,739	94.42	2.48	18,239,383	87.88	2.64
そ の 他	55,282,192	90.25	7.96	61,251,796	105.22	8.85
合 計	694,815,426	100.42	100.00	691,926,572	101.05	100.00

エ 土地の課税標準

年 度 地 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
宅 地	262,503,366	102.71	85.01	255,565,146	104.62	83.40
農 地	11,071,708	93.19	3.59	11,880,335	91.47	3.88
そ の 他	35,199,309	90.32	11.40	38,973,221	107.30	12.72
合 計	308,774,383	100.77	100.00	306,418,702	104.37	100.00

ア 土地の筆数

令和３年度			令和２年度			令和元年度		
筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)	筆 数	前年比 (%)	構成比 (%)
38,186	100.55	92.50	37,979	100.65	92.29	37,732	100.54	91.97
771	97.97	1.87	787	95.63	1.91	823	97.28	2.00
2,325	97.36	5.63	2,388	96.56	5.80	2,473	100.00	6.03
41,282	100.31	100.00	41,154	100.31	100.00	41,028	100.44	100.00

イ 土地の地積

令和３年度			令和２年度			令和元年度		
地 積	前年比 (%)	構成比 (%)	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)	地 積	前年比 (%)	構成比 (%)
5,314	99.79	84.31	5,325	101.54	84.42	5,244	100.44	83.09
420	97.67	6.66	430	96.20	6.82	447	97.81	7.08
569	102.89	9.03	553	89.19	8.76	620	97.33	9.83
6,303	99.92	100.00	6,308	99.95	100.00	6,311	99.94	100.00

ウ 土地の決定価格

令和３年度			令和２年度			令和元年度		
決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)	決定価格	前年比 (%)	構成比 (%)
605,777,416	105.63	88.47	573,480,381	101.14	88.60	567,030,990	100.22	87.69
20,755,009	102.12	3.03	20,324,725	92.57	3.14	21,955,035	94.64	3.40
58,214,705	108.91	8.50	53,450,740	92.72	8.26	57,645,766	97.80	8.91
684,747,130	105.79	100.00	647,255,846	100.10	100.00	646,631,791	99.80	100.00

エ 土地の課税標準

令和３年度			令和２年度			令和元年度		
課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)	課税標準額	前年比 (%)	構成比 (%)
244,270,390	100.33	83.21	243,475,880	101.41	83.35	240,093,381	100.30	82.08
12,987,607	96.11	4.42	13,513,077	92.69	4.63	14,578,917	95.19	4.98
36,321,583	103.43	12.37	35,115,578	92.81	12.02	37,837,790	97.71	12.94
293,579,580	100.50	100.00	292,104,535	99.86	100.00	292,510,088	99.69	100.00

(8) 都市計画税 家屋の構造別課税状況の推移

区 分 \ 年 度		令和 5 年度			令和 4 年度		
			前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)
木 造	棟 数 (棟)	24,032	100.65	83.11	23,876	100.72	83.81
	床 面 積 (㎡)	2,353,789	100.95	50.95	2,331,634	101.10	51.75
	決定価格 (千円)	68,432,755	104.48	34.85	65,497,191	104.42	34.91
木造以外	棟 数 (棟)	4,885	100.16	16.89	4,877	100.25	17.12
	床 面 積 (㎡)	2,266,433	100.56	49.05	2,253,796	104.03	50.03
	決定価格 (千円)	127,915,461	102.02	65.15	125,378,677	106.25	66.83
合 計	棟 数 (棟)	28,917	100.57	100.00	28,753	100.64	100.93
	床 面 積 (㎡)	4,620,222	100.76	100.00	4,585,430	102.52	101.78
	決定価格 (千円)	196,348,216	102.87	100.00	190,875,868	105.61	101.74

令和 3 年度			令和 2 年度			令和元年度		
	前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)		前年比 (%)	構成比 (%)
23,706	100.33	83.21	23,628	100.61	82.94	23,484	100.63	82.68
2,306,327	100.48	51.19	2,295,232	100.93	50.95	2,274,072	101.06	50.82
62,726,365	95.40	33.44	65,750,250	104.25	35.05	63,067,635	104.51	34.32
4,865	100.10	17.08	4,860	98.78	17.06	4,920	100.31	17.32
2,166,388	98.03	48.09	2,209,971	100.44	49.05	2,200,258	100.37	49.18
118,003,276	96.84	62.90	121,847,760	100.95	64.95	120,704,931	101.06	65.68
28,571	100.29	100.29	28,488	100.30	100.00	28,404	100.57	100.00
4,472,715	99.28	99.28	4,505,203	100.69	100.00	4,474,330	100.72	100.00
180,729,641	96.34	96.34	187,598,010	102.08	100.00	183,772,566	102.21	100.00

6 諸税及び各種証明手数料等

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

入選作品

☆ 「暮らしを支える税」

(市立葦原中学校 高松 志帆 さん)

入選作品

☆ 「税金から支えられている私たち」

(市立葦原中学校 奥山 心愛 さん)

入選作品

☆ 「見えていないだけ」

(市立葦原中学校 大嶋 礼 さん)

(1) 軽自動車税 課税台数の推移

(単位: 台・%)

年 度 区 分				令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		
				台 数	構成比	台 数	構成比	台 数	構成比	台 数	構成比	台 数	構成比	
原動機付自転車	50CC以下のもの			3,116	13.19%	3,263	13.91%	3,359	14.50%	3,440	15.09%	3,488	15.63%	
	特定小型			15	0.06%									
	50CCを超え90CC以下のもの			242	1.02%	249	1.06%	246	1.06%	245	1.07%	247	1.11%	
	90CCを超え125CC以下のもの			1,423	6.02%	1,367	5.83%	1,334	5.76%	1,238	5.43%	1,204	5.40%	
	ミニカー			66	0.28%	65	0.28%	67	0.29%	61	0.27%	42	0.19%	
	小 計			4,862	20.58%	4,944	21.08%	5,006	21.61%	4,984	21.86%	4,981	22.32%	
軽自動車	二輪車			1,283	5.43%	1,282	5.47%	1,236	5.34%	1,209	5.30%	1,161	5.20%	
	三輪車	旧		0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		重課		2	0.01%	2	0.01%	2	0.01%	2	0.01%	2	0.01%	
		標準	非該当	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			75%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
	乗用	旧		5	0.02%	2	0.01%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		重課		6	0.03%	2	0.01%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		標準	非該当	6	0.03%	2	0.01%	2	0.01%	1	0.00%	1	0.00%	
			25%軽	1	0.00%	1	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			75%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		自家用	旧		2,976	12.60%	3,551	15.14%	4,128	17.82%	4,817	21.13%	5,467	24.50%
			重課		2,912	12.33%	2,854	12.17%	2,721	11.75%	2,560	11.23%	2,383	10.68%
			標準	非該当	7,025	29.73%	6,312	26.91%	5,628	24.30%	4,371	19.17%	3,463	15.52%
				25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	396	1.74%	414	1.86%
				50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	67	0.29%	105	0.47%
				75%軽	31	0.13%	30	0.13%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
		貨物用	旧		46	0.19%	65	0.28%	69	0.30%	76	0.33%	83	0.37%
			重課		59	0.25%	57	0.24%	48	0.21%	42	0.18%	34	0.15%
			標準	非該当	167	0.71%	158	0.67%	143	0.62%	131	0.57%	103	0.46%
				25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	6	0.03%	4	0.02%
				50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
				75%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	自家用		旧		399	1.69%	520	2.22%	635	2.74%	775	3.40%	930	4.17%
			重課		837	3.54%	808	3.45%	786	3.39%	794	3.48%	780	3.50%
			標準	非該当	1,233	5.22%	1,119	4.77%	1,025	4.43%	843	3.70%	684	3.07%
				25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	28	0.12%	33	0.15%
				50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
				75%軽	3	0.01%	0	0.00%	0	0.00%	1	0.00%	0	0.00%
	小 計			16,991	71.92%	16,765	71.48%	16,423	70.91%	16,119	70.70%	15,647	70.12%	
小型特殊自動車	被けん引車			18	0.08%	18	0.08%	20	0.09%	20	0.09%	19	0.09%	
	農耕作業用			351	1.49%	347	1.48%	347	1.50%	349	1.53%	348	1.56%	
	その他			67	0.28%	63	0.27%	58	0.25%	59	0.26%	61	0.27%	
	小 計			436	1.85%	428	1.82%	425	1.83%	428	1.88%	428	1.92%	
二輪の小型自動車				1,337	5.66%	1,317	5.62%	1,307	5.64%	1,267	5.56%	1,259	5.64%	
合 計				23,626	100.00%	23,454	100.00%	23,161	100.00%	22,798	100.00%	22,315	100.00%	

※ 賦課期日現在台数(当初課税分)

資料: 税務課市民税係

(2) 軽自動車税 車種別調定額の推移

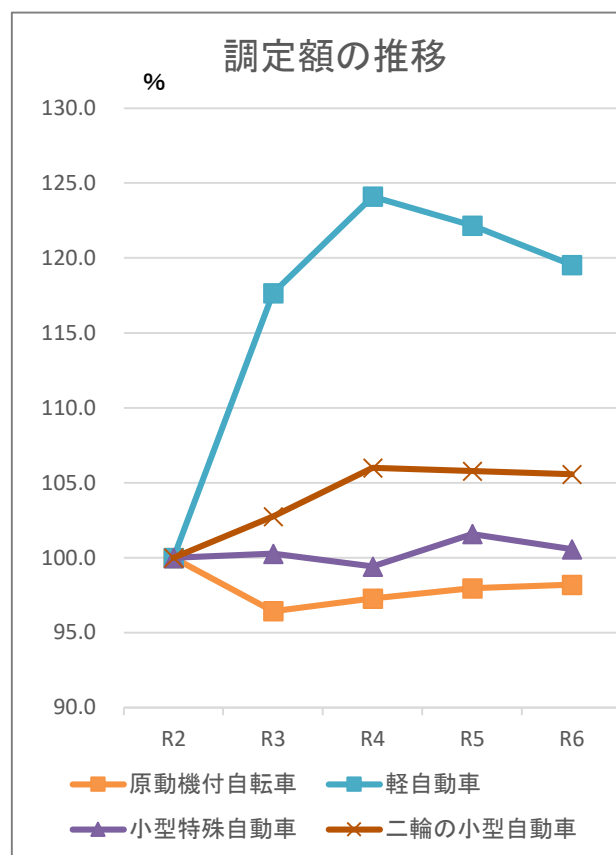
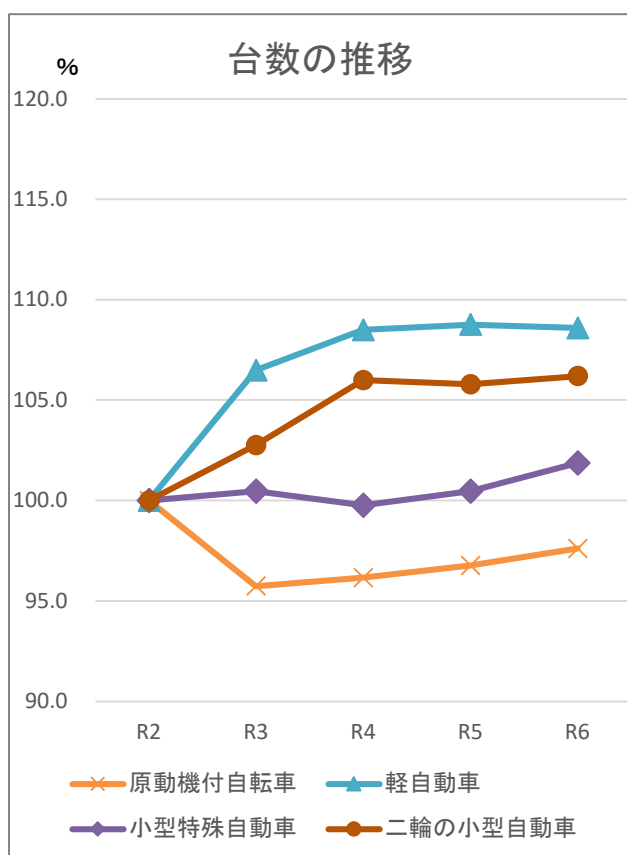
(単位：円・%)

年 度 区 分				令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度			
				調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比		
原動機付自転車	50CC以下のもの			6,218,000	3.59%	6,526,000	3.87%	6,718,000	4.12%	6,880,000	4.43%	6,976,000	4.72%		
	特定小型			30,000	0.02%										
	50CCを超え90CC以下のもの			474,000	0.27%	498,000	0.30%	492,000	0.30%	490,000	0.32%	494,000	0.33%		
	90CCを超え125CC以下のもの			3,360,000	1.94%	3,280,800	1.95%	3,201,600	1.96%	2,971,200	1.91%	2,889,600	1.96%		
	ミニカー			244,200	0.14%	240,500	0.14%	247,900	0.15%	225,700	0.15%	155,400	0.11%		
	小 計			10,326,200	5.97%	10,545,300	6.25%	10,659,500	6.53%	10,566,900	6.80%	10,515,000	7.12%		
軽自動車	二輪車			4,604,400	2.66%	4,615,200	2.74%	4,449,600	2.73%	4,352,400	2.80%	4,179,600	2.83%		
	三輪車	旧		0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%		
			重課	9,200	0.01%	9,200	0.01%	9,200	0.01%	9,200	0.01%	9,200	0.01%		
		標準	非該当	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%		
			25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%		
			50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%		
			75%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%		
	乗用	営業用	旧		27,500	0.02%	11,000	0.01%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			重課		49,200	0.03%	16,400	0.01%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
			標準	非該当	41,400	0.02%	13,800	0.01%	13,800	0.01%	6,900	0.00%	6,900	0.00%	
				25%軽	5,200	0.00%	5,200	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
				50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
				75%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		自家用	旧		21,420,000	12.38%	25,567,200	15.16%	29,721,600	18.21%	34,682,400	22.32%	39,362,400	26.65%	
			重課		37,551,900	21.70%	36,816,600	21.84%	35,100,900	21.51%	33,024,000	21.25%	30,740,700	20.81%	
			標準	非該当	75,859,200	43.85%	68,169,600	40.43%	60,782,400	37.25%	47,206,800	30.38%	37,400,400	25.32%	
				25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	3,207,600	2.06%	3,353,400	2.27%	
				50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	361,800	0.23%	567,000	0.38%	
				75%軽	83,700	0.05%	81,000	0.05%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		貨物用	営業用	旧		138,000	0.08%	195,000	0.12%	207,000	0.13%	228,000	0.15%	249,000	0.17%
				重課		265,500	0.15%	256,500	0.15%	216,000	0.13%	189,000	0.12%	153,000	0.10%
				標準	非該当	634,600	0.37%	600,400	0.36%	543,400	0.33%	497,800	0.32%	391,400	0.26%
					25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	17,400	0.01%	11,600	0.01%
					50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
					75%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
			自家用	旧		1,588,000	0.92%	2,080,000	1.23%	2,540,000	1.56%	3,100,000	1.99%	3,720,000	2.52%
				重課		5,004,000	2.89%	4,848,000	2.88%	4,716,000	2.89%	4,764,000	3.07%	4,680,000	3.17%
				標準	非該当	6,160,000	3.56%	5,595,000	3.32%	5,125,000	3.14%	4,215,000	2.71%	3,420,000	2.32%
					25%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	106,400	0.07%	125,400	0.08%
					50%軽	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
					75%軽	3,900	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	1,300	0.00%	0	0.00%
	小 計			153,445,700	88.69%	148,880,100	88.31%	143,424,900	87.90%	135,970,000	87.50%	128,370,000	86.91%		
小型特殊自動車	被けん引車			64,800	0.04%	64,800	0.04%	72,000	0.04%	72,000	0.05%	68,400	0.05%		
	農耕作業用			840,000	0.49%	832,800	0.49%	832,800	0.51%	837,600	0.54%	835,200	0.57%		
	その他			365,800	0.21%	371,700	0.22%	342,200	0.21%	348,100	0.22%	359,900	0.24%		
	小 計			1,270,600	0.73%	1,269,300	0.75%	1,247,000	0.76%	1,257,700	0.81%	1,263,500	0.86%		
二輪の小型自動車			7,974,000	4.61%	7,902,000	4.69%	7,842,000	4.81%	7,602,000	4.89%	7,554,000	5.11%			
合 計			173,016,500	100.00%	168,596,700	100.00%	163,173,400	100.00%	155,396,600	100.00%	147,702,500	100.00%			

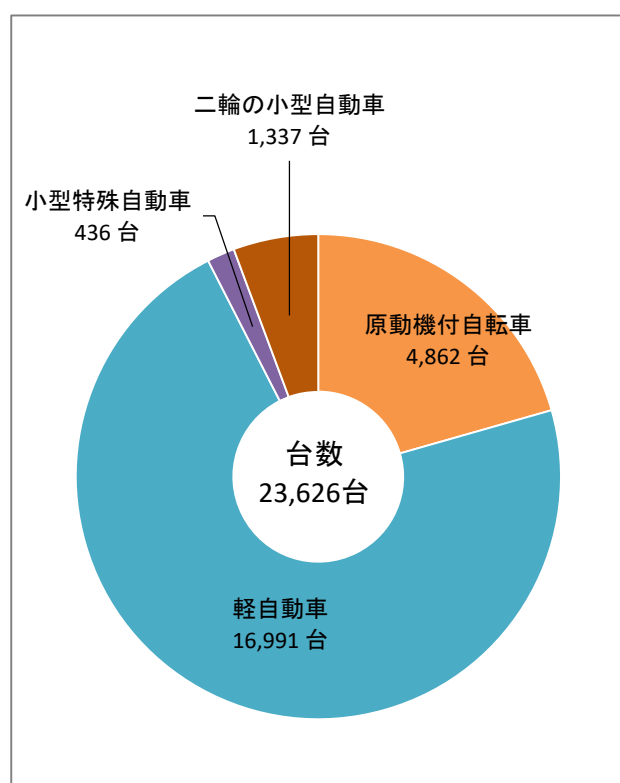
※ 賦課期日現在（当初課税分）

資料：税務課市民税係

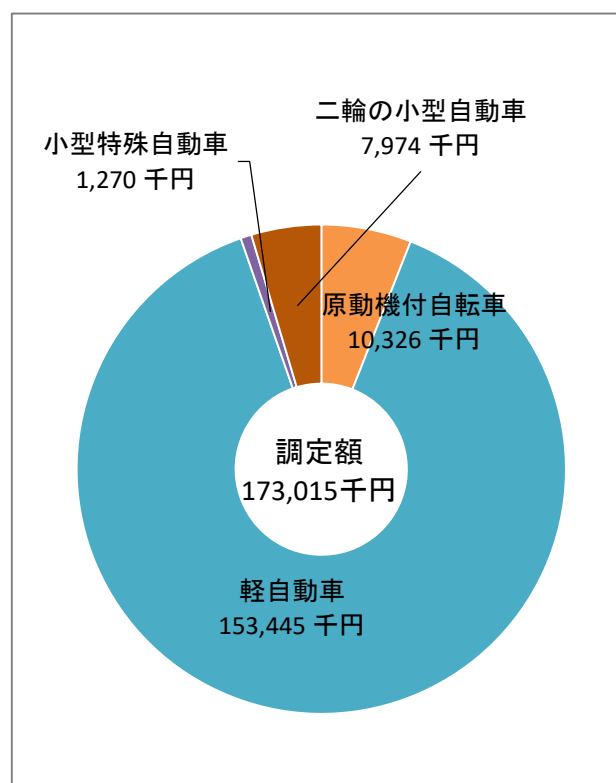
車種別課税伸長率（令和２年度を１００として）



車種別台数の構成比



車種別調定額の構成比



(3) 月別たばこ売渡本数と調定額の推移

年度 調定月	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額
4	7,880,792	51,634,949	7,973,624	52,243,185	7,726,402	47,301,034	7,891,658	44,919,317	7,919,328	44,621,363
5	7,899,611	51,758,252	7,911,029	51,833,061	7,853,970	48,082,004	7,771,276	44,234,104	8,126,807	45,800,911
6	8,029,569	52,609,736	7,874,678	51,594,891	7,750,624	47,449,320	8,446,707	48,078,656	8,126,271	45,808,148
7	8,257,196	54,101,148	7,879,138	51,624,112	8,007,367	49,021,101	8,450,923	48,102,653	7,856,797	44,269,091
8	7,988,927	52,343,449	8,069,839	52,873,585	8,462,847	51,809,549	8,078,018	45,980,078	8,457,661	47,676,045
9	8,436,166	55,273,760	8,067,019	52,855,109	8,059,723	49,341,624	8,152,082	46,401,649	8,316,392	46,864,530
10	8,014,266	52,509,469	8,263,509	54,142,511	11,140,220	68,200,427	11,543,259	65,704,230	8,988,932	50,809,851
11	7,943,891	52,048,373	7,835,575	51,338,687	5,620,677	36,830,646	5,971,672	36,560,223	7,593,865	43,184,343
12	7,573,667	49,622,665	7,985,818	52,323,079	13,107,914	50,487,243	12,188,550	43,159,080	7,756,339	43,927,152
1	8,752,848	57,348,659	8,906,573	58,355,865	8,028,394	51,719,954	8,555,600	52,377,391	8,501,449	48,390,247
2	6,861,998	44,959,810	7,231,874	47,383,239	7,060,549	46,260,716	7,251,575	43,223,125	7,433,434	42,310,026
3	7,176,537	47,020,669	7,310,097	47,895,755	6,871,176	45,019,926	7,068,773	43,275,028	7,625,385	43,403,690
小計	94,815,468	621,230,939	95,308,773	624,463,079	93,764,040	588,975,462	95,637,450	559,550,524	96,634,110	546,949,424
手持品 課税分	0	0	0	0	5,925,823	2,548,082	5,732,643	2,465,010	68,550	115,973
合計	94,815,468	621,230,939	95,308,773	624,463,079	99,689,863	591,523,544	101,370,093	562,015,534	96,702,660	547,065,397

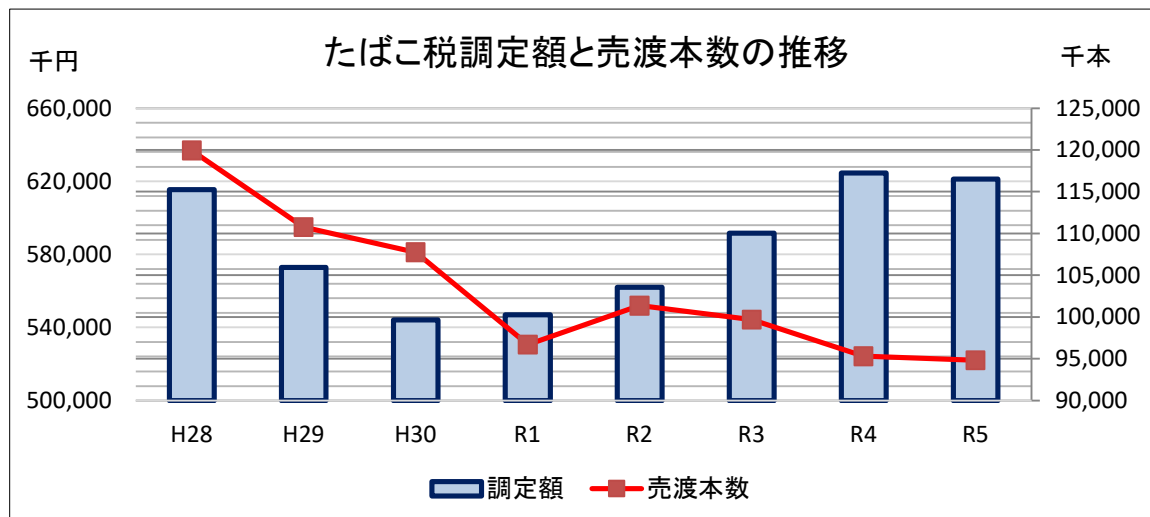
(4) 市たばこ税の調定額等の推移

区 分 年 度	調 定 額 (円)		売 渡 本 数 (本)		税 率 (円/千本)	
		前年対比		前年対比	一般分	旧3級品
令和5年度	621,230,939	99.48%	94,815,468	99.48%	6,552	6,552
令和4年度	624,463,079	105.57%	95,308,773	95.61%	6,552	6,552
令和3年度	591,523,544	105.25%	99,689,863	98.34%	6,552	6,552
令和2年度	562,015,534	102.73%	101,370,093	104.83%	6,122	6,122
令和元年度	547,065,397	100.53%	96,702,660	89.74%	5,692	5,692
平成30年度	544,201,157	95.01%	107,753,644	97.29%	5,692	4,000
平成29年度	572,786,072	93.06%	110,759,618	92.35%	5,262	3,355
平成28年度	615,531,979	97.45%	119,938,795	97.33%	5,262	2,925
平成27年度	631,649,469	96.48%	123,230,441	96.60%	5,262	2,495
平成26年度	654,725,593	99.22%	127,564,841	98.38%	5,262	2,495
平成25年度	659,884,645	113.68%	129,666,450	100.89%	5,262	2,495
平成24年度	580,472,044	97.82%	128,523,860	98.23%	4,618	2,190
平成23年度	593,421,673	111.80%	130,842,928	84.58%	4,618	2,190

資料：税務課市民税係

【過去の税率改正経過】

- ※ 令和 3年10月売渡し分（令和 3年11月調定分）から新税率適用
- ※ 令和 2年10月売渡し分（令和 2年11月調定分）から新税率適用
- ※ 令和 元年10月売渡し分（令和 元年11月調定分）から新税率適用（旧3級品のみ）
- ※ 平成30年10月売渡し分（平成30年11月調定分）から新税率適用（一般分のみ）
- ※ 平成30年 4月売渡し分（平成30年 5月調定分）から新税率適用（旧3級品のみ）
- ※ 平成29年 4月売渡し分（平成29年 5月調定分）から新税率適用（旧3級品のみ）
- ※ 平成28年 4月売渡し分（平成28年 5月調定分）から新税率適用（旧3級品のみ）



(5) 各種証明発行件数の推移

種 類 \ 年 度	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
納 税 証 明	2,480	496,000	2,890	578,000	2,485	497,000	2,542	508,400	2,505	501,000
課 税 証 明	0	0	0	0	3,780	756,000	5,865	1,173,000	7,389	1,477,800
所 得 証 明	0	0	0	0	1,866	373,200	2,839	567,800	3,043	608,600
非 課 税 証 明	0	0	0	0	3,217	643,400	4,872	974,400	5,850	1,170,000
所 在 証 明	29	5,800	52	10,400	52	10,400	56	11,200	78	15,600
課税（非課税・所得）証明	12,392	2,478,400	14,841	2,968,200	5,390	1,078,000	0	0	0	0
評価（土地）証明	1,807	361,400	1,797	359,400	2,172	434,400	1,899	379,800	2,063	412,600
評価（家屋）証明	1,455	291,000	1,383	276,600	1,527	305,400	1,430	286,000	1,548	309,600
公 課 証 明	1,059	211,800	939	187,800	1,028	205,600	974	194,800	1,071	214,200
固 定 関 覧	661	132,200	661	132,200	610	122,000	678	135,600	880	176,000
公 図 関 覧	59	11,800	50	10,000	93	18,600	76	15,200	164	32,800
住 宅 用 家 屋 証 明	752	977,600	747	971,100	549	713,700	598	777,400	562	730,600
そ の 他	1,439	287,800	1,369	273,800	871	174,200	855	171,000	573	114,600
合 計	22,133	5,253,800	24,729	5,767,500	23,640	5,331,900	22,684	5,194,600	25,726	5,763,400

※「課税証明」「所得証明」「非課税証明」について、令和3年10月より「課税（非課税・所得）証明」に統合

資料：税務課市民税係

7 収 納

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

入選作品

☆ 「外国と日本の税金の違い」

(市立葦原中学校 日朝 莉子 さん)

入選作品

☆ 「フィンランドと日本の税金の使い方」

(市立葦原中学校 林 萌愛 さん)

入選作品

☆ 「日本を守るために」

(市立葦原中学校 藤田 ミオ さん)

(1) 口座振替加入状況

(単位：件・%)

年 度		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
税 目						
個人市民税 (普通徴収)	納税義務者数	13,856	14,008	13,825	13,853	13,911
	口座加入者数	3,262	3,460	3,353	3,505	3,417
	口座加入率	23.54	24.70	24.25	25.30	24.56
固定資産税・ 都市計画税	納税義務者数	39,858	39,549	39,403	39,176	38,998
	口座加入者数	17,625	17,668	17,818	17,698	17,643
	口座加入率	44.22	44.67	45.22	45.18	45.24
軽自動車税	納税義務者数	24,263	19,474	19,134	19,100	18,892
	口座加入者数	2,268	1,018	1,045	1,073	1,101
	口座加入率	9.35	5.23	5.46	5.62	5.83
合 計	納税義務者数	77,977	73,031	72,362	72,129	71,801
	口座加入者数	23,155	22,146	22,216	22,276	22,161
	口座加入率	29.69	30.32	30.70	30.88	30.86

資料：収納課収納管理係

※各年度：当初課税時の状況

※個人市民税（普通徴収）：年金特徴に係る納税義務者は普通徴収分から除く。

※軽自動車税：課税台数としているため、延べ人数となる。

(2) 差押等の状況

		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
差 押	(合計)	1,289	1,382	1,242	1,199	1,105
(財産)	不動産	8	8	20	35	33
	債権	1,281	1,374	1,222	1,164	1,072
	(内訳)					
	預 金	865	763	641	508	474
	生命保険	28	44	50	81	147
	給与	266	441	403	438	343
	国税還付金	31	36	32	33	38
	その他債権	91	90	96	104	70
	その他	0	0	0	0	0

		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
参加差押	(合計)	9	8	10	7	21
(財産)	不動産	9	8	10	7	21
	電話加入権	0	0	0	0	0

		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
交付要求	(合計)	36	46	53	91	119
(種別)	競 売	5	14	25	16	23
	破 産	18	15	15	30	20
	その他	13	17	13	45	76

		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
換価(公売・取立)	(合計)	1,823	2,207	2,337	2,500	2,128
(財産)	不動産	0	0	3	2	0
	債権	1,823	2,207	2,334	2,498	2,128
	(内訳)					
	預 金	807	743	633	499	459
	生命保険	13	17	21	42	112
	給与	769	1,135	1,374	1,674	1,397
	国税還付金	29	29	17	37	35
	その他債権	205	283	289	246	125
	その他	0	0	0	0	0

※単位は調書件数

資料: 収納課収納対策係

(3) 不納欠損額調

(単位：円)

年 度	個人市民税		法人市民税		固定資産税		軽自動車税		都市計画税		合 計	
	現年分 滞納繰越分	前年 対比	現年分 滞納繰越分	前年 対比	現年分 滞納繰越分	前年 対比	現年分 滞納繰越分	前年 対比	現年分 滞納繰越分	前年 対比	現年分 滞納繰越分	前年 対比
	合 計	%	合 計	%	合 計	%	合 計	%	合 計	%	合 計	%
元	4,626,553	82.2	51,217	61.5	452,563	39.8	283,500	214.1	80,637	40.0	5,494,470	76.5
	34,015,717	82.2	379,300	24.0	5,481,613	59.8	1,248,700	109.3	976,722	60.1	42,102,052	76.7
	38,642,270	82.2	430,517	25.9	5,934,176	57.6	1,532,200	120.2	1,057,359	57.8	47,596,522	76.7
2	4,706,916	101.7	130,000	253.8	168,153	37.2	163,500	57.7	29,854	37.0	5,198,423	94.6
	15,510,560	45.6	414,700	109.3	2,616,886	47.7	673,000	53.9	464,599	47.6	19,679,745	46.7
	20,217,476	52.3	544,700	126.5	2,785,039	46.9	836,500	54.6	494,453	46.8	24,878,168	52.3
3	2,237,651	47.5	0	0.0	117,136	69.7	98,000	59.9	20,764	69.6	2,473,551	47.6
	9,491,989	61.2	262,881	63.4	1,553,048	59.3	518,500	77.0	275,294	59.3	12,101,712	61.5
	11,729,640	58.0	262,881	48.3	1,670,184	60.0	616,500	73.7	296,058	59.9	14,575,263	58.6
4	3,101,906	65.9	50,000	—	46,981	27.9	29,800	18.2	8,319	27.9	3,237,006	62.3
	8,991,126	58.0	438,374	105.7	2,637,754	100.8	273,000	40.6	467,090	100.5	12,807,344	65.1
	12,093,032	59.8	488,374	89.7	2,684,735	96.4	302,800	36.2	475,409	96.1	16,044,350	64.5
5	2,480,169	80.0	0	0.0	65,806	140.1	38,900	130.5	11,694	140.6	2,596,569	80.2
	5,062,592	56.3	463,800	105.8	2,408,801	91.3	324,200	118.8	428,059	91.6	8,687,452	67.8
	7,542,761	62.4	463,800	95.0	2,474,607	92.2	363,100	119.9	439,753	92.5	11,284,021	70.3

(4) 収入未済額調 (令和5年度)

(単位: 円・%)

税 目		調 定 済 額				収 入 済 額			不納欠損額 H	収入未済額 (C-G-H) I	徴 収 率			
		現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	Cのうち 徴収猶予分 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G			合 計 G／C	実 質 G/ (C-D)	前 年 度	
													合 計	実 質
市 税	個人市民税	7,587,046,662 (6,042,805,482)	71,040,099 (4,248,250)	7,658,086,761 (6,047,053,732)		7,552,884,071 (6,037,930,402)	28,101,084 (2,286,280)	7,580,985,155 (6,040,216,682)	7,542,761 (91,162)	69,558,845 (6,745,888)	99.0 (99.9)	99.0 (99.9)	98.9 (99.9)	98.9 (99.9)
	法人市民税	892,135,800	3,423,872	895,559,672		890,608,214	1,124,776	891,732,990	463,800	3,362,882	99.6	99.6	99.5	99.5
	固定資産税	7,113,837,300	19,607,737	7,133,445,037	0	7,104,172,129	8,174,441	7,112,346,570	2,474,607	18,623,860	99.7	99.7	99.7	99.7
	軽自動車税 (種別割)	165,222,000	2,589,579	167,811,579		164,059,176	646,437	164,705,613	363,100	2,742,866	98.1	98.1	98.2	98.2
	特 別 土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	都市計画税	1,264,174,600	3,484,421	1,267,659,021	0	1,262,457,036	1,452,650	1,263,909,686	439,753	3,309,582	99.7	99.7	99.7	99.7
	そ の 他	651,290,139	0	651,290,139		651,290,139	0	651,290,139	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0
	合 計	17,673,706,501	100,145,708	17,773,852,209	0	17,625,470,765	39,499,388	17,664,970,153	11,284,021	97,598,035	99.4	99.4	99.3	99.3

※ 個人市民税のうち()内は、特別徴収に係る税額

(単位：円・件)

課税年度別 税 目		滞 納 繰 越 分												現年課税分		合 計	
		平成30年度以前		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		小 計		令和5年度			
		税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
市 税	個人市民税	2,211,494	122	2,409,021	153	7,601,081	276	9,410,559	431	16,244,268	793	37,876,423	1,775	31,682,422	1,681	69,558,845	3,456
	法人市民税	40,000	1	203,000	4	180,900	5	447,200	7	964,196	20	1,835,296	37	1,527,586	28	3,362,882	65
	固定資産税	1,428,877	151	664,187	73	1,270,646	115	2,115,657	188	3,549,943	293	9,029,310	820	9,604,486	620	18,633,796	1,440
	軽自動車税	150,342	26	135,500	26	278,600	49	404,100	74	650,400	112	1,618,942	287	1,123,924	186	2,742,866	473
	特 別 土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市計画税	253,023	151	117,613	73	225,004	115	374,638	188	628,619	293	1,598,897	820	1,700,749	620	3,299,646	1,440
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	4,083,736	451	3,529,321	329	9,556,231	560	12,752,154	888	22,037,426	1,511	51,958,868	3,739	45,639,167	3,135	97,598,035	6,874

資料：収納課収納管理係

8 そ の 他

令和5年度 中学生の『税についての作文』入選作品

入選作品

☆ 「縁の下での力持ち」

（市立葦原中学校 松永 莉奈さん）

入選作品

☆ 「僕が調べた税金」

（市立大井西中学校 土田 悠真 さん）

入選作品

☆ 「気づくと側にいる税金」

（市立大井西中学校 清水 ひなの さん）

(1) 令和6年度市税税率表

市
民
税

個
人

所得割

市民税 6 %
県民税 4 %
※平成 1 8 年度税制改正、所得税からの税源移譲により平成 1 9 年度分から比例税率化
※平成 1 9 年度から定率減税廃止

・所得割のかからない者
前年中の所得金額が、3 5 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて
得た金額に 1 0 万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その
金額にさらに 3 2 万円を加算した金額）以下の者

所得控除

種 類	控 除 額
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 1 （損失の金額－保険金等により補てんされる額）－（総所得金額等× 1／10） 2 災害関連支出の金額 － 5万円
2 医療費控除	【医療費控除】 （支払った医療費－保険金等より補てんされる額）－ {（総所得金額等×5%）又は10万円のいずれか少ない額} （控除限度額 200万円） 【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】 〔健康増進や疾病予防のための一定の取組みを行ったことがわかる書類が必要。〕 （スイッチ O T C 医薬品の購入費－保険金等で補てんされる金額）－ 12, 000円 （控除限度額 88, 000円） ※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用であり、両方の控除を受けることはできない。
3 社会保険料控除	支払った金額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
5 生命保険料控除	① 旧契約（平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等） （生命保険料・個人年金保険料） ア 支払った保険料が15, 000円以下の場合 ・・・支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が15, 000円を超え40, 000円以下の場合 ・・・支払った保険料× 1／ 2+ 7, 500円 ウ 支払った保険料が40, 000円を超え70, 000円以下の場合 ・・・支払った保険料× 1／ 4+17, 500円 エ 支払った保険料が70, 000円を超える場合・・・ 35, 000円 ※ 両方がある場合には、それぞれ求めた控除額の合計額 （上限額 70, 000円） ② 新契約（平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等） （生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料） ア 支払った保険料が12, 000円以下の場合 ・・・支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が12, 000円を超え32, 000円以下の場合 ・・・支払った保険料× 1／ 2+ 6, 000円 ウ 支払った保険料が32, 000円を超え56, 000円以下の場合 ・・・支払った保険料× 1／ 4+14, 000円 エ 支払った保険料が56, 000円を超える場合・・・ 28, 000円 ※ 保険料が3種類ある場合は、それぞれ求めた控除額の合計額 （上限額 70, 000円） ③ 旧契約と新契約の双方について適用を受ける場合 （生命保険料・個人年金保険料の区分ごと） ①により求めた金額+②により求めた金額（上限額 28, 000円）

市 民 税	個 人 所 得 割	6 地震保険料控除	① 支払った保険料が長期損害保険契約に係るものだけの場合 ア 支払った保険料が 5,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料の全額 イ 支払った保険料が 5,000円を超え15,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料× 1／ 2+ 2,500円 ウ 支払った保険料が15,000円を超える場合 ・・・ 10,000円 ② 支払った保険料が地震保険契約に係るものの場合 ア 支払った保険料が50,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料× 1／ 2 イ 支払った保険料が50,000円を超える場合 ・・・ 25,000円 ③ 支払った保険料が長期損害保険契約に係るものと地震保険料の 保険契約に係るものとの両方である場合 ・あわせて上限 25,000円			
		7 ひとり親控除	納税義務者が事実婚ではないひとり親で、扶養親族である子や生計を 一にしている子を有する場合 ・・・ 300,000円			
		8 寡婦控除	納税義務者がひとり親でない寡婦である場合 ・・・ 260,000円			
		9 障害者控除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1名につき ・・・ 260,000円 (特別障害者については ・・・ 300,000円) (同居の特別障害者については ・・・ 530,000円)			
		10 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合で、自己の勤労による給与所得等を 有する者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得 等以外の所得が10万円以下である者 ・・・ 260,000円			
		11 配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者	
		900万円以下 (1,095万円以下)	33万円	38万円		
		900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	22万円	26万円		
		950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	11万円	13万円		
		1,000万円超 (1,195万円超)	控除適用なし			
		※カッコ内は、給与所得のみの場合の給与収入金額。				
		12 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)		
40万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円			
100万円超 105万円以下 (155万円超 180万円以下)	31万円	21万円	11万円			
105万円超 110万円以下 (180万円超 188.8万円未満)	26万円	18万円	9万円			
110万円超 115万円以下 (188.8万円以上 175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円			
115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円			
120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円			
125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円			
130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.8万円未満)	3万円	2万円	1万円			
133万円超 (201.8万円以上)	控除適用なし					
※カッコ内は、給与所得のみの場合の給与収入金額。						
13 扶養控除	① 16歳以上の扶養親族 ・・・ 330,000円 ② ①のうち、19歳以上23歳未満の扶養親族 ・・・ 450,000円 ③ ①のうち、70歳以上の扶養親族 ・・・ 380,000円 ④ ③のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、 かつ、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居 している扶養親族 ・・・ 450,000円					
14 基礎控除	① 合計所得金額が2,400万円以下 ・・・ 430,000円 ② 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 ・・・ 290,000円 ③ 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 ・・・ 150,000円 ④ 合計所得金額が2,500万円超 ・・・ 控除適用なし					

市 民 税	個 人	均等割	年税額 5, 0 0 0 円（夫と生計を一にする妻に一定の所得がある場合も5, 0 0 0 円） 市民税3, 0 0 0 円 県民税1, 0 0 0 円 森林環境税1, 0 0 0 円 ・均等割のかからない者 前年中の合計所得金額が、3 1 万5 千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計 数を乗じて得た金額に1 0 万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場 合には、その金額にさらに1 8 万9 千円を加算した金額）以下である者に対しては、均 等割を課さない。																																							
		非課税	・均等割も所得割もかからない者 ① 賦課期日（1月1日）時点、生活保護法によって生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年中の合計所得金額が1 3 5 万円以下 （給与所得者の年収に直すと2, 0 4 4 千円未満）であった者																																							
	法 人	均等割	<table><tr><th>号 数</th><th>資 本 金 等 の 金 額</th><th>市内の事業所等の 従業員数の合計数</th><th>税率（年額）</th></tr><tr><td>1</td><td>2～9 以外の法人</td><td></td><td>5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>2</td><td>1, 0 0 0 万円以下</td><td>5 0 人超</td><td>1 2 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="2">1, 0 0 0 万円超1 億円以下</td><td>5 0 人以下</td><td>1 3 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>4</td><td>5 0 人超</td><td>1 5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="2">1 億円超1 0 億円以下</td><td>5 0 人以下</td><td>1 6 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>6</td><td>5 0 人超</td><td>4 0 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>7</td><td>1 0 億円超</td><td>5 0 人以下</td><td>4 1 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>8</td><td>1 0 億円超5 0 億円以下</td><td>5 0 人超</td><td>1, 7 5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>9</td><td>5 0 億円超</td><td>5 0 人超</td><td>3, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table> （注）平成2 7 年4 月1 日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金 ＋資本準備金」の額を下回る場合、均等割の税率区分の基準は「資本金＋資本準備金」 となる。	号 数	資 本 金 等 の 金 額	市内の事業所等の 従業員数の合計数	税率（年額）	1	2～9 以外の法人		5 0, 0 0 0 円	2	1, 0 0 0 万円以下	5 0 人超	1 2 0, 0 0 0 円	3	1, 0 0 0 万円超1 億円以下	5 0 人以下	1 3 0, 0 0 0 円	4	5 0 人超	1 5 0, 0 0 0 円	5	1 億円超1 0 億円以下	5 0 人以下	1 6 0, 0 0 0 円	6	5 0 人超	4 0 0, 0 0 0 円	7	1 0 億円超	5 0 人以下	4 1 0, 0 0 0 円	8	1 0 億円超5 0 億円以下	5 0 人超	1, 7 5 0, 0 0 0 円	9	5 0 億円超	5 0 人超	3, 0 0 0, 0 0 0 円	
		号 数	資 本 金 等 の 金 額	市内の事業所等の 従業員数の合計数	税率（年額）																																					
1	2～9 以外の法人		5 0, 0 0 0 円																																							
2	1, 0 0 0 万円以下	5 0 人超	1 2 0, 0 0 0 円																																							
3	1, 0 0 0 万円超1 億円以下	5 0 人以下	1 3 0, 0 0 0 円																																							
4		5 0 人超	1 5 0, 0 0 0 円																																							
5	1 億円超1 0 億円以下	5 0 人以下	1 6 0, 0 0 0 円																																							
6		5 0 人超	4 0 0, 0 0 0 円																																							
7	1 0 億円超	5 0 人以下	4 1 0, 0 0 0 円																																							
8	1 0 億円超5 0 億円以下	5 0 人超	1, 7 5 0, 0 0 0 円																																							
9	5 0 億円超	5 0 人超	3, 0 0 0, 0 0 0 円																																							
法人税割	<table><tr><th>法人等の区分</th><th>平成26年9月30日 以前に開始する 事業年度の税率</th><th>平成26年10月1日以降に 開始する事業年度の税率</th></tr><tr><td>・資本金等の額が1 億円以下の法人で、 法人税割の課税標準となる法人税額（分 割法人にあつては分割前の金額）が年 400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業 法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理 人の定めのあるもの</td><td>12. 3%</td><td>9. 7%</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>14. 7%</td><td>12. 1%</td></tr></table> <table><tr><th>法人等の区分</th><th>令和元年9月30日 以前に開始する 事業年度の税率</th><th>令和元年10月1日以降に 開始する事業年度の税率</th></tr><tr><td>・資本金等の額が1 億円以下の法人で、 法人税割の課税標準となる法人税額（分 割法人にあつては分割前の金額）が年 400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業 法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理 人の定めのあるもの</td><td>9. 7%</td><td>6. 0%</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>12. 1%</td><td>8. 4%</td></tr></table> ※令和元年10月1日以降に開始する最初の事業年度の「予定申告」は算定値が変わる。 〔税率改正後初年度のみ〕前事業年度分の法人税割額× <u>3. 7</u> ÷前事業年度の月数	法人等の区分	平成26年9月30日 以前に開始する 事業年度の税率	平成26年10月1日以降に 開始する事業年度の税率	・資本金等の額が1 億円以下の法人で、 法人税割の課税標準となる法人税額（分 割法人にあつては分割前の金額）が年 400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業 法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理 人の定めのあるもの	12. 3%	9. 7%	上記以外の法人	14. 7%	12. 1%	法人等の区分	令和元年9月30日 以前に開始する 事業年度の税率	令和元年10月1日以降に 開始する事業年度の税率	・資本金等の額が1 億円以下の法人で、 法人税割の課税標準となる法人税額（分 割法人にあつては分割前の金額）が年 400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業 法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理 人の定めのあるもの	9. 7%	6. 0%	上記以外の法人	12. 1%	8. 4%																							
法人等の区分	平成26年9月30日 以前に開始する 事業年度の税率	平成26年10月1日以降に 開始する事業年度の税率																																								
・資本金等の額が1 億円以下の法人で、 法人税割の課税標準となる法人税額（分 割法人にあつては分割前の金額）が年 400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業 法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理 人の定めのあるもの	12. 3%	9. 7%																																								
上記以外の法人	14. 7%	12. 1%																																								
法人等の区分	令和元年9月30日 以前に開始する 事業年度の税率	令和元年10月1日以降に 開始する事業年度の税率																																								
・資本金等の額が1 億円以下の法人で、 法人税割の課税標準となる法人税額（分 割法人にあつては分割前の金額）が年 400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業 法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理 人の定めのあるもの	9. 7%	6. 0%																																								
上記以外の法人	12. 1%	8. 4%																																								

固 定 資 産 税	土地、家屋、償却資産 1. 4／1 0 0 ・免税点				
土 地	3 0 0, 0 0 0 円未満				
家 屋	2 0 0, 0 0 0 円未満				
	償却資産	1, 5 0 0, 0 0 0 円未満			

特別土地保有税	保有分 1. 4 / 100 取得分 3. 0 / 100 免税点 土地の合計面積が5, 000㎡未満 ※平成15年度から課税を停止している。		
都市計画税	市街化区域内の土地及び家屋に対して 0. 25 / 100		
軽自動車税 (種別割)	◆原動機付自転車及び二輪等		
	車種区分		税率 (年額)
			平成27年度まで 平成28年度から
	原動機付自転車	50cc以下または 定格出力0. 6kw以下	1, 000 円 2, 000 円
		特定小型 定格出力0. 6kw以下	- 2, 000 円
		50cc超 90cc以下 または 定格出力0. 6kw超 0. 8kw以下	1, 200 円 2, 000 円
		90cc超 125cc以下 または 定格出力0. 8kw超 1. 0kw以下	1, 600 円 2, 400 円
		ミニカー	2, 500 円 3, 700 円
	軽自動車	二輪 (125cc超 250cc以下)	2, 400 円 3, 600 円
	小型特殊自動車	農業作業用	1, 600 円 2, 400 円
		その他 (フォークリフト等)	4, 700 円 5, 900 円
	二輪の 小型自動車	250cc超	4, 000 円 6, 000 円
	※特定小型原動機付自転車のみ令和6年度より適用された区分です。		
	◆三輪及び四輪の軽自動車		
	車種区分	平成27年3月31日以前 に新規登録した車両 ＜旧税率＞	平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 ＜標準税率＞
	三輪	3, 100 円	3, 900 円
	四輪	乗用 営業用	5, 500 円 6, 900 円 8, 200 円
		乗用 自家用	7, 200 円 10, 800 円 12, 900 円
		貨物 営業用	3, 000 円 3, 800 円 4, 500 円
		貨物 自家用	4, 000 円 5, 000 円 6, 000 円
	被けん引車	-	3, 600 円 -
	※平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで旧税率。 ※新規登録の年月は、自動車検査証の『初度検査年月』欄の記載のとおり。 ※被けん引車は新規登録年度に関わらず「標準税率」が適用されます。		
	◆三輪及び四輪軽自動車のグリーン化特例 (令和6～8年度)		
	令和5年4月1日～令和8年3月31日 (25%軽減のみ令和7年3月31日まで) に新規登録した三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、新規登録した翌年度分の税率を軽減する「グリーン化特例 (軽減税率)」が適用される。		
	車種区分	平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 ＜標準税率＞	グリーン化特例 (軽減税率)
	三輪	3, 900 円	75%軽減 (*1) 50%軽減 (*2) 25%軽減 (*3)
	四輪	乗用 営業用	6, 900 円 1, 800 円 3, 500 円 5, 200 円
		乗用 自家用	10, 800 円 2, 700 円 適用なし 適用なし
		貨物 営業用	3, 800 円 1, 000 円 適用なし 適用なし
		貨物 自家用	5, 000 円 1, 300 円 適用なし 適用なし
	* 1 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) * 2 乗用＝ ガソリンが内燃機関の燃料である平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両のうち、令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準90%達成車 * 3 乗用＝ ガソリンが内燃機関の燃料である平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両のうち、令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準70%達成車 * 4 乗用営業用のみ ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の『備考』欄の記載のとおり		
市たばこ税	実施時期		税率 (1, 000本あたり)
			一般分 旧3級品
	平成18年6月売渡分まで		2, 977 円 1, 412 円
	平成22年9月売渡分まで		3, 298 円 1, 564 円
	平成25年3月売渡分まで		4, 618 円 2, 190 円
	平成28年3月売渡分まで		2, 495 円
	平成29年3月売渡分まで		2, 925 円
	平成30年3月売渡分まで		3, 355 円
	平成30年9月売渡分まで		4, 000 円
	平成30年10月売渡分から		5, 692 円
	令和元年10月売渡分から		5, 692 円
	令和2年10月売渡分から		6, 122 円
	令和3年10月売渡分から		6, 552 円

(2) 電子申告等利用状況

税目	課税資料		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
個人市民税	給与支払報告書 (個人別明細書)	全体数	80,609	77,666	77,273	76,934	76,803	75,691
		前年比	2,943	393	339	131	1,112	3,342
		電子申告・ eLTAX経由	件数	58,981	54,409	47,402	47,194	37,074
			利用率	73.2%	70.1%	61.3%	61.3%	49.0%
			前年比	4,572	7,007	208	6,928	3,569
		光ディスク等	件数	807	986	1,438	1,421	1,097
			利用率	1.0%	1.3%	1.9%	1.8%	1.4%
			前年比	△ 179	△ 452	17	320	△ 371
	公的年金等 支払報告書 (個人別明細書)	全体数	42,777	43,247	43,387	43,188	42,613	43,147
		前年比	△ 470	△ 140	199	575	△ 534	△ 1,089
		電子申告・ eLTAX経由	件数	42,581	42,824	42,801	42,843	42,554
			利用率	99.5%	99.0%	98.6%	99.2%	98.6%
			前年比	△ 243	23	△ 42	436	△ 1,175
	国税連携 (確定申告書)	全体数	21,879	21,142	20,582	19,956	19,916	25,430
		前年比	737	560	626	40	△ 5,514	5,916
		電子申告・ eLTAX経由	件数	18,117	17,608	16,987	16,513	15,862
			利用率	82.8%	83.3%	82.5%	82.7%	78.8%
			前年比	509	621	474	826	△ 175
	国税連携 (法定調書)	全体数	4,686	4,114	3,594	3,361	3,593	3,811
		前年比	572	520	233	△ 232	△ 218	15
		電子申告・ eLTAX経由	件数	4,686	4,114	3,594	3,361	3,593
			利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			前年比	572	520	233	△ 232	△ 218
法人市民税	申告書・ 設立異動届	全体数	3,498	4,028	3,724	3,741	3,680	3,601
		前年比	△ 530	304	△ 17	61	79	△ 29
		電子申告・ eLTAX経由	件数	2,753	3,044	2,862	2,650	2,541
			利用率	78.7%	75.6%	76.9%	70.8%	67.2%
			前年比	△ 291	182	212	109	120
固定資産税	償却資産の申告	全体数	2,566	2,554	2,771	2,391	2,266	2,467
		前年比	12	△ 217	380	125	△ 201	358
		電子申告・ eLTAX経由	件数	1,546	1,064	1,399	1,224	975
			利用率	60.2%	41.7%	50.5%	51.2%	43.0%
			前年比	482	△ 335	175	249	74
合 計		全体数	156,015	152,751	151,331	149,571	148,871	154,147
		前年比	3,264	1,420	1,760	700	△ 5,276	8,513
		電子申告・ eLTAX経由	件数	128,664	123,063	115,045	113,785	102,623
			利用率	82.5%	80.6%	76.0%	76.1%	70.8%
			前年比	5,601	8,018	1,260	8,316	2,846

資料：税務課市民税係

- * 国税連携以外の件数は各年度の「電子申告等の利用率等の調べ」に基づく。
- * 法人市民税の件数は、平成27年度までは申告書だけの件数で、平成28年度以降は申告書と設立・異動届の件数。
- * 国税連携（確定申告書）の件数は、「受付支援システム」及び「住民税システム」より抽出。
- * 国税連携（法定調書）の件数は、「国税連携システム」より抽出。
- * 国税連携の全体数は、他市区町村からの回送物（紙媒体）は一部除く。

(3) 主な税制改正一覧

令和7年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税・県民税	住宅借入金等特別（税額）控除の一部拡充	基準日（令和6年12月31日時点）において、子育て世帯・若者夫婦世帯（「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」）が令和6年に新築住宅等に入居する場合には、以下のとおり借入限度額について、令和4、5年入居の場合の水準を維持することとされた。 ①長期優良・低炭素住宅：5,000万円 ※対象外の場合4,500万円が上限額 ②ZEH水準省エネ住宅：4,500万円 ※対象外の場合3,500万円が上限額 ③省エネ基準適合住宅：4,000万円 ※対象外の場合3,000万円が上限額 ※上記①、②、③について、いずれも控除期間は13年となる。控除率についても0.7%。 その他、合計所得金額が1,000万円以下の者が新築住宅に入居する場合に限り、床面積要件を40㎡以上に緩和する措置についても延長される（※建築確認の期限：令和5年末から令和6年末に延長）。	令和6年分申告から	6

令和6年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税・県民税	定額減税の実施	個人市民税・県民税の所得割において、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき（国外扶養親族は除く）、令和6年度課税分（一部令和7年度課税分）から1万円の特別控除を行う。 ただし、納税義務者の合計所得金額が1,805万円（給与収入の場合2,000万円）超の場合や、個人市民税・県民税非課税対象者、個人市民税・県民税所得割額が発生していない者については、定額減税の対象外となる。 また、合計所得金額が1,000万円超、1,805万円以下の納税義務者が扶養する同一生計配偶者分の特別控除については、令和6年度課税分から特別控除をするのではなく、令和7年度課税分より特別控除を行うこととなる。	令和6年度のみ ※一部令和7年度	6
	森林環境税の導入	均等割において、国税として1人年額1,000円を市が賦課徴収することとなり、その税収は、全額が森林環境譲与税として市や県へ譲与される。 なお、平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1,000円が課税されているが、こちらは令和5年度で終了する。	令和6年度分から	5
	国外居住親族に係る扶養控除等の見直し	30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から除外される。 ①留学により非居住者になった人、②障害者、③扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	令和6年度分から	5
	上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と統一する。これにより所得税と異なる課税方式を選択することができなくなる。 所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、住民税でも所得に算入される。	令和6年度分から	5
税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
軽自動車税	特定小型原動機付自転車の種別割の税率区分の見直し	令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルール等に関する規定が施行された。これに伴い、要件に該当する電動キックボード等については、「特定小型原動機付自転車」として原動機付自転車（50cc以下）と同じ2,000円の種別割が課税される。また、3輪以上で「特定小型原動機付自転車」に該当する車両も、従来のミニカー区分ではなく原動機付自転車（50cc以下）に区分される。 （要件） ①長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること ②原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること ③最高速度が20キロメートル毎時以下であること 特定小型原動機付自転車用の小型の課税標識（ナンバープレート）の交付は、改正道路交通法が施行された令和5年7月1日（本市では8月1日）から開始している。	令和6年度分から	5

令和5年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																																																															
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の見直し	住宅ローン控除の控除期間を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象としたうえで、控除率や所得要件等を次のように改正する。 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="6">入居時期</th></tr><tr><th colspan="3">2022年（令和4年）</th><th colspan="3">2024年（令和6年）</th></tr><tr><th colspan="3">2023年（令和5年）</th><th colspan="3">2025年（令和7年）</th></tr><tr><th></th><th></th><th>借入 限度額</th><th>控除 期間</th><th>控除 限度額（年）</th><th>借入 限度額</th><th>控除 期間</th><th>控除 限度額（年）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">新築</td><td>一般住宅</td><td>3,000万円</td><td>13年</td><td>21万円</td><td>2,000万円</td><td>10年</td><td>14万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅※²</td><td>4,000万円</td><td>13年</td><td>28万円</td><td>3,000万円</td><td>13年</td><td>21万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅※³</td><td>4,500万円</td><td>13年</td><td>31.5万円</td><td>3,500万円</td><td>13年</td><td>24.5万円</td></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000万円</td><td>13年</td><td>35万円</td><td>4,500万円</td><td>13年</td><td>31.5万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中古</td><td>一般住宅</td><td>2,000万円</td><td>10年</td><td>14万円</td><td>2,000万円</td><td>10年</td><td>14万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅 認定住宅</td><td>3,000万円</td><td>10年</td><td>21万円</td><td>3,000万円</td><td>10年</td><td>21万円</td></tr><tr><td colspan="2">控除率</td><td colspan="6">0.7%</td></tr><tr><td colspan="2">所得要件 （適用対象者の適用を受ける年分）</td><td colspan="6">合計所得金額が2,000万円以下</td></tr><tr><td colspan="2">所得税から控除しきれない場合 の住民税控除額</td><td colspan="6">最高9.75万円</td></tr><tr><td colspan="2">床面積要件</td><td colspan="6">50㎡以上 （合計所得金額が1,000万円以下の場合は40㎡以上）※¹</td></tr></tbody></table> ※¹ 2023年（令和5年）までに建築確認を受けた新築住宅に限る ※² 現行の省エネ性能を満たす基準、すなわち、日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級（断熱等級）4以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級（一次エネ等級）4以上の性能を有する住宅 ※³ いわゆるZEH基準、すなわち、日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級（断熱等級）5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級（一次エネ等級）6の性能を有する住宅			入居時期						2022年（令和4年）			2024年（令和6年）			2023年（令和5年）			2025年（令和7年）					借入 限度額	控除 期間	控除 限度額（年）	借入 限度額	控除 期間	控除 限度額（年）	新築	一般住宅	3,000万円	13年	21万円	2,000万円	10年	14万円	省エネ基準適合住宅※ ²	4,000万円	13年	28万円	3,000万円	13年	21万円	ZEH水準省エネ住宅※ ³	4,500万円	13年	31.5万円	3,500万円	13年	24.5万円	認定住宅	5,000万円	13年	35万円	4,500万円	13年	31.5万円	中古	一般住宅	2,000万円	10年	14万円	2,000万円	10年	14万円	省エネ基準適合住宅							ZEH水準省エネ住宅 認定住宅	3,000万円	10年	21万円	3,000万円	10年	21万円	控除率		0.7%						所得要件 （適用対象者の適用を受ける年分）		合計所得金額が2,000万円以下						所得税から控除しきれない場合 の住民税控除額		最高9.75万円						床面積要件		50㎡以上 （合計所得金額が1,000万円以下の場合は40㎡以上）※ ¹						令和4年1月1日から令和7年12月31日までに居住を開始した場合	4
					入居時期																																																																																																														
					2022年（令和4年）			2024年（令和6年）																																																																																																											
			2023年（令和5年）			2025年（令和7年）																																																																																																													
			借入 限度額	控除 期間	控除 限度額（年）	借入 限度額	控除 期間	控除 限度額（年）																																																																																																											
新築	一般住宅	3,000万円	13年	21万円	2,000万円	10年	14万円																																																																																																												
	省エネ基準適合住宅※ ²	4,000万円	13年	28万円	3,000万円	13年	21万円																																																																																																												
	ZEH水準省エネ住宅※ ³	4,500万円	13年	31.5万円	3,500万円	13年	24.5万円																																																																																																												
	認定住宅	5,000万円	13年	35万円	4,500万円	13年	31.5万円																																																																																																												
中古	一般住宅	2,000万円	10年	14万円	2,000万円	10年	14万円																																																																																																												
	省エネ基準適合住宅																																																																																																																		
	ZEH水準省エネ住宅 認定住宅	3,000万円	10年	21万円	3,000万円	10年	21万円																																																																																																												
控除率		0.7%																																																																																																																	
所得要件 （適用対象者の適用を受ける年分）		合計所得金額が2,000万円以下																																																																																																																	
所得税から控除しきれない場合 の住民税控除額		最高9.75万円																																																																																																																	
床面積要件		50㎡以上 （合計所得金額が1,000万円以下の場合は40㎡以上）※ ¹																																																																																																																	
	セルフメディケーション税制の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図ったうえで、適用期限を5年延長する。	令和4年1月1日以降の購入費から	3																																																																																																															
	退職所得課税の適正化	勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外される。	令和4年1月1日以降に支払われる退職手当等から																																																																																																																
	成年年齢の引き下げ	未成年者の非課税条件（年齢）について、民法の成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日時点で18歳以上である場合は、前年中の合計所得が135万以下であっても対象外となる。令和5年度は平成17年1月3日以降に生まれた人が未成年者となる。なお、婚姻している場合は成人とみなす。	令和5年度分から		4																																																																																																														
軽自動車税	環境性能割に係る税率区分の見直し	新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を鑑み、自家用乗用車における現行の税率区分を令和5年12月まで据え置く。	令和5年12月31日取得分まで	5																																																																																																															
	グリーン化特例（軽課）の見直し	電気自動車等の排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、種別割の税率が軽減される現行特例の期限を3年間延長する。	令和5年4月1日から令和8年3月31日取得分まで	5																																																																																																															
固定資産税・都市計画税	わがまち特例の新たな創設	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの家屋に係る翌年度の固定資産税額のうち、1/3を減額する特例措置。	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合	5																																																																																																															

令和4年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年												
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の見直し	(1) 住宅ローン控除の特例期間の延長 住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とする特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とする。 <table><tr><th>入居した年月</th><th>控除期間</th></tr><tr><td>平成21年1月から令和元年9月まで</td><td>10年</td></tr><tr><td>令和元年10月から令和2年12月まで</td><td>13年</td></tr><tr><td>令和3年1月から令和4年12月まで</td><td>13年(※)</td></tr></table> ※ 注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約したものにに限る。 (2) 住宅ローン控除の要件の見直し 上記(1)で新たに延長された期間について、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅取得等も適用可能とする。 ただし、13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。	入居した年月	控除期間	平成21年1月から令和元年9月まで	10年	令和元年10月から令和2年12月まで	13年	令和3年1月から令和4年12月まで	13年(※)	令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住を開始した場合	3				
	入居した年月	控除期間														
平成21年1月から令和元年9月まで	10年															
令和元年10月から令和2年12月まで	13年															
令和3年1月から令和4年12月まで	13年(※)															
	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結する。	令和3年分申告から													
軽自動車税	グリーン化特例(軽課)の見直し及び延長	これまでのグリーン化特例(軽課)を重点化した上で2年延長する。 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分に限り税額を下表のとおり軽減する。 <table><tr><th>燃費基準達成度（自家用乗用車）</th><th>税額</th></tr><tr><td>電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）</td><td>概ね1/4</td></tr><tr><th>燃費基準達成度（営業用乗用車）</th><th>税額</th></tr><tr><td>電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）</td><td>概ね1/4</td></tr><tr><td>令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成</td><td>概ね1/2</td></tr><tr><td>令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成</td><td>概ね3/4</td></tr></table> ※ 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準達成車、又は平成21年排出ガス基準値+10%低減達成車に限る。 ※ 貨物車は、自家用乗用車と同様の取扱いとする。 ※ 電気自動車等を除き、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。	燃費基準達成度（自家用乗用車）	税額	電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4	燃費基準達成度（営業用乗用車）	税額	電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4	令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成	概ね1/2	令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成	概ね3/4	令和4年度分から令和5年度分まで	3
燃費基準達成度（自家用乗用車）	税額															
電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4															
燃費基準達成度（営業用乗用車）	税額															
電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4															
令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成	概ね1/2															
令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成	概ね3/4															
固定資産税・都市計画税	土地に係る固定資産税の負担調整措置の一部見直し	新型コロナウイルス感染症拡大からの景気回復に万全を期すため、負担調整措置により税額が増加する商業地等については、前年度の課税標準額に当年度の固定資産税評価額の2.5%（現行は5%）を加算した額を当年度の課税標準額とする。	令和4年度分のみ	4												
	省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の見直しと適用期限の延長	従前、熱損失防止改修工事が行われた住宅が当該減額措置の対象となっていたところ、「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）」において、熱損失防止改修工事だけでなく、高効率給湯器等の装置の取り付け工事等もその対象となり、適用期限が2年延長された。	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで													
	わがまち特例の新たな創設	特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、貯留機能保全区域として指定された日から3年度間、固定資産税の課税標準を価格の4分の3とする措置。	令和4年度分から													

令和3年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																				
個人市民税・県民税	給与と所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与と所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる。 <table><tr><th>収入</th><th>所得控除</th><th>基礎控除</th></tr><tr><td>給与</td><td>給与と所得控除 －10万円</td><td>33万円 ＋10万円</td></tr><tr><td>フリーランス、請負等</td><td>必要経費</td><td>33万円 ＋10万円</td></tr><tr><td>公的年金等</td><td>公的年金等控除 －10万円</td><td>33万円 ＋10万円</td></tr></table> ※ 所得金額調整控除…給与と所得と公的年金等所得の双方を有する者について、片方に係る所得控除のみが減額されるよう措置が講じられる。 対象者は、給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超えるもの。 給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を総所得金額の計算において、給与と所得の金額から控除する。	収入	所得控除	基礎控除	給与	給与と所得控除 －10万円	33万円 ＋10万円	フリーランス、請負等	必要経費	33万円 ＋10万円	公的年金等	公的年金等控除 －10万円	33万円 ＋10万円																																										
	収入	所得控除	基礎控除																																																					
	給与	給与と所得控除 －10万円	33万円 ＋10万円																																																					
	フリーランス、請負等	必要経費	33万円 ＋10万円																																																					
公的年金等	公的年金等控除 －10万円	33万円 ＋10万円																																																						
給与と所得控除の見直し（上限額の引下げ）	給与と所得控除が下表のとおり見直される。 <table><tr><th>給与収入金額</th><th>給与と所得控除の上限額</th></tr><tr><td>850万円超</td><td>195万円</td></tr></table> ※ 所得金額調整控除…給与収入金額が850万円超であっても、子育て世帯や介護世帯である場合には負担増が生じないよう措置が講じられる。 対象者は、給与収入金額が850万円超で、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者に該当する者、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者。 給与収入金額（1,000万円を限度）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を総所得金額の計算において、給与と所得の金額から控除する。	給与収入金額	給与と所得控除の上限額	850万円超	195万円	令和3年度分から	30																																																	
給与収入金額	給与と所得控除の上限額																																																							
850万円超	195万円																																																							
公的年金等控除の見直し	公的年金等控除が、下表のとおり、公的年金等収入金額が1,000万円超の場合に上限額が設けられ、年金以外に1,000万円超の所得がある場合には、段階的に控除額を引き下げよう見直される。 <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">公的年金等の収入金額 (A)</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満</td><td>130万円以下</td><td>60万円</td><td>50万円</td><td>40万円</td></tr><tr><td>410万円以下</td><td>A×25%+27.5万円</td><td>A×25%+17.5万円</td><td>A×25%+7.5万円</td></tr><tr><td>770万円以下</td><td>A×15%+68.5万円</td><td>A×15%+58.5万円</td><td>A×15%+48.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>A×5%+145.5万円</td><td>A×5%+135.5万円</td><td>A×5%+125.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr><tr><td rowspan="6">65歳以上</td><td>330万円以下</td><td>110万円</td><td>100万円</td><td>90万円</td></tr><tr><td>410万円以下</td><td>A×25%+27.5万円</td><td>A×25%+17.5万円</td><td>A×25%+7.5万円</td></tr><tr><td>770万円以下</td><td>A×15%+68.5万円</td><td>A×15%+58.5万円</td><td>A×15%+48.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>A×5%+145.5万円</td><td>A×5%+135.5万円</td><td>A×5%+125.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr></table>		公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円		
	公的年金等の収入金額 (A)			公的年金等控除額																																																				
				公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																				
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																				
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円																																																				
	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円																																																				
	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円																																																				
	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円																																																				
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																				
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円																																																				
	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円																																																				
	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円																																																				
	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円																																																				
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																				
	基礎控除の見直し	基礎控除額が下表のとおり見直される。 <table><tr><th>所得割の納税義務者の合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table> ※ 合計所得金額2,500万円超の者は、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しない。	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																												
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額																																																							
2,400万円以下	43万円																																																							
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																							
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																							
2,500万円超	適用なし																																																							

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一緒にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する单身者について、同一のひとり親控除(控除額30万円)を適用する。 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(収入678万円))を設定 ※ 所得500万円(収入678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状のままとする。 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。	令和3年度分から	2
	※全体について事実婚チェックなし ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする			
	個人住民税の人的非課税措置の見直し	上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、单身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする。		
固定資産税・都市計画税	文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金税額控除の適用	以下の要件に該当する観客等は、放棄した金額(当該金額が20万円を超える場合には20万円)について所得税の寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金税額控除の対象となる。 (要件) ① 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等が中止等(中止・延期・規模縮小)されたこと。 ② ①の一定のイベント等の主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄したこと。 税額控除割合:道府県民税4%、市町村民税6%※(合計最大10%) ※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8% (注1)本特例を用いた寄附金税額控除の対象金額は、所得税と同様の上限とする。 (注2)その他の要件等は、現行制度と同様とする。		
	使用者を所有者とみなす制度の拡大	災害等の事由に限り、所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できることとしていた規定を、災害以外の場合でも、一定の調査を尽くし、事前に使用者に対して通知した上であれば、使用者を所有者とみなして課税することができることとするもの。	令和3年度分から	2
	土地に係る負担調整措置の特例	新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響を踏まえ、令和3年度のみ負担調整措置により増額となる土地について、前年度の課税標準額を据え置く。 ただし、地目の変換等により利用状況に変更のあった土地については、この限りではない。	令和3年度分のみ	
軽自動車税	わがまち特例の新たな創設	浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/3とする特例措置。	令和3年度分から	3
	環境性能割の臨時的軽減の延長	新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長する。	令和3年4月1日から令和3年12月31日までの取得分	

令和2年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																					
個人市・県民税	ふるさと納税制度の見直し	ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき、総務大臣が指定する。指定対象外の団体に対して、令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となる。 （個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外となり、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除の対象にはなる。）	令和元年6月1日以後に支出された寄附金から	1																					
	住宅ローン控除の拡充	消費税率10%が適用される住宅取得等（以下、特別特定取得という。）について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とする。 次のいずれか少ない金額を、11～13年目の各年において、住宅借入金等特別税額控除として (1)住宅借入金等の年末残高（4,000万円（認定住宅の場合は5,000万円）を限度）×1% (2)〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕（4,000万円（認定住宅の場合は5,000万円）を限度）×2%÷3 <table><tr><td>居住年</td><td>H26.4月～R3.12月</td><td>R1.10月～R2.12月</td></tr><tr><td>控除限度額</td><td colspan="2">所得税の課税総所得金額等の7%</td></tr><tr><td>控除期間</td><td>10年</td><td>13年</td></tr></table>	居住年		H26.4月～R3.12月	R1.10月～R2.12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7%		控除期間	10年	13年	令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住を開始した場合												
居住年	H26.4月～R3.12月	R1.10月～R2.12月																							
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7%																								
控除期間	10年	13年																							
固定資産税・都市計画税	所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る特例措置の創設	所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が、当該土地を使用して行う地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に対する課税標準の特例。 適用期間 5年度分 特例割合 2/3	令和2年度分から	1																					
	高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額措置の創設	高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合の減額措置。 適用期間 5年度分 減額割合 住宅（居住部分） 2/3 （非居住部分） 1/3	令和2年度分から																						
	固定資産を現に所有している者の申告の制度化	土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、条例で定めるところにより当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするもの。	令和2年6月から	2																					
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の見直し及び延長	これまでのグリーン化特例（軽課）を2年間延長した後、令和3年4月1日以降は電気自動車等に限定する。 平成31年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した税額 <table><tr><td>燃費基準達成度（例：乗用）</td><td>H31.4.1～R3.3.31</td><td>R3.4.1～R5.3.31</td></tr><tr><td>電気自動車等※</td><td>概ね1/4</td><td>概ね1/4</td></tr><tr><td>令和2年度燃費基準+50%達成</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>令和2年度燃費基準+40%達成</td><td>概ね1/2</td><td>—</td></tr><tr><td>令和2年度燃費基準+30%達成</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>令和2年度燃費基準+20%達成</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>令和2年度燃費基準+10%達成</td><td>概ね3/4</td><td>—</td></tr></table> ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車	燃費基準達成度（例：乗用）	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	電気自動車等※	概ね1/4	概ね1/4	令和2年度燃費基準+50%達成	—	—	令和2年度燃費基準+40%達成	概ね1/2	—	令和2年度燃費基準+30%達成	—	—	令和2年度燃費基準+20%達成	—	—	令和2年度燃費基準+10%達成	概ね3/4	—	令和2年度分から令和5年度分まで	1
燃費基準達成度（例：乗用）	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31																							
電気自動車等※	概ね1/4	概ね1/4																							
令和2年度燃費基準+50%達成	—	—																							
令和2年度燃費基準+40%達成	概ね1/2	—																							
令和2年度燃費基準+30%達成	—	—																							
令和2年度燃費基準+20%達成	—	—																							
令和2年度燃費基準+10%達成	概ね3/4	—																							

市税概要 令和6年版

発行 ふじみ野市役所

編集 総務部税務課

令和6年10月 発行

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

代表 049-261-2611
直通 049-262-9011